

沖縄県男女共同参画計画(後期)

沖 縄 県

平成19年3月

男女共同参画社会の実現をめざして

少子高齢化の進展、経済活動の成熟化、高度情報化など、私たちを取り巻く社会経済情勢は、急速に変化しています。

このような中で、男女が、互いにその人権を尊重し、喜びと責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、大変重要な課題となっています。

そのため、県では、平成11年6月に制定された「男女共同参画基本法」の趣旨、理念等を踏まえ、平成14年3月に「沖縄県男女共同参画計画」を策定し、平成15年3月には、「沖縄県男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてまいりました。

計画策定から5年が経過する中で、国においては、次世代育成支援対策法の成立、配偶者暴力防止法や育児・介護休業法、男女雇用機会均等法の改正など法整備が進むとともに、平成17年12月には、「男女共同参画基本計画（第2次）」が閣議決定され、県においても、平成17年3月に沖縄県次世代育成支援行動計画「おきなわ子ども・子育て応援プラン」を、平成18年3月に「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定しております。こうした男女共同参画社会の形成を取り巻く新しい動きに対応するため県では「沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン～」を見直し、平成19年度から平成23年度までの5年間を計画期間とする「沖縄県男女共同参画計画（後期）」を策定しました。

後期計画では、「男女共同参画についての正しい理解と学習の充実」「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援」「政策・方針決定過程への女性の参画の促進」「女性のチャレンジ支援」「家庭と仕事の両立支援と働き方の見直し」の5つを重点事項としております。

県といたしましては、今後とも、国、市町村、事業者、関係機関・団体等との連携を図りながら、男女共同参画社会の実現に向け諸施策を着実に進めてまいります。

県民の皆様には、男女共同参画社会形成への更なる御理解、御協力を賜りますとともに、家庭や地域・職場など、身近なところから取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

終わりに、この計画の改定に当たりまして、貴重な御意見をいただきました「沖縄県男女共同参画審議会」の委員の皆様を始め、関係者の方々に心から御礼申し上げます。

平成19年3月

沖縄県知事 仲井眞 弘多

目 次

| | |
|--|-----------|
| 第1章 計画の見直しにあたって | 1 |
| 1 計画見直しの趣旨 | 1 |
| 2 計画見直しのポイント | 1 |
| 3 計画見直しの背景 | 2 |
| (1) 世界の動き | 2 |
| (2) 日本の動き | 3 |
| (3) 沖縄県の動き | 6 |
| 第2章 計画の基本的な考え方 | 10 |
| 1 計画の性格 | 10 |
| 2 計画の期間 | 10 |
| 3 計画の基本理念 | 10 |
| 4 重点的に取り組む事項 | 11 |
| 5 計画の体系図 | 13 |
| 第3章 計画の内容 | 15 |
| 基本方向Ⅰ 男女共同参画の視点に立った意識の改革 | 15 |
| 目標1 性別による固定的な役割分担意識を是正し、男女が共に 自分らしく生きるための意識改革 | 16 |
| 目標2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習 の充実 | 17 |
| 基本方向Ⅱ 男女の人権の尊重 | 19 |
| 目標3 女性に対するあらゆる暴力の根絶 | 20 |
| 目標4 生涯を通じた男女の健康支援 | 21 |
| 基本方向Ⅲ 男女共同参画を進めるために必要な社会制度等の確立 | 23 |
| 目標5 男女共同参画のための自立支援 | 24 |
| 目標6 男女共同参画の視点に立った少子・高齢社会等への対応 | 24 |
| 基本方向Ⅳ 政策・方針決定過程への男女共同参画及び女性の社会参画 | 27 |
| 目標7 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進 | 28 |
| 目標8 女性の社会参画の促進 | 29 |
| 基本方向Ⅴ 家庭・地域・職場において男女が多様な生き方を選択 できる社会の実現 | 30 |
| 目標9 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 | 31 |
| 目標10 農林水産業及び商工業等自営業における男女共同参画の確立 | 32 |
| 目標11 男女の家庭生活と職業生活・地域生活との両立支援 | 33 |
| 基本方向Ⅵ 平和・国際社会への貢献及び環境保全への取組 | 35 |
| 目標12 平和・国際社会への貢献及び環境保全への取組 | 36 |

| | |
|--|-----------|
| 第4章 事業計画 | 38 |
| 基本方向Ⅰ 男女共同参画の視点に立った意識の改革 | 38 |
| 基本方向Ⅱ 男女の人権の尊重 | 41 |
| 基本方向Ⅲ 男女共同参画を進めるために必要な社会制度等の確立 | 47 |
| 基本方向Ⅳ 政策・方針決定過程への男女共同参画及び女性の社会参画 | 52 |
| 基本方向Ⅴ 家庭・地域・職場において男女が多様な生き方を選択できる 社会の実現 | 54 |
| 基本方向Ⅵ 平和・国際社会への貢献及び環境保全への取組 | 58 |

| | |
|-----------------------------------|-----------|
| 第5章 計画の推進 | 60 |
| 1 推進体制 | 60 |
| (1) 県の推進体制 | |
| ① 沖縄県男女共同参画審議会の機能発揮 | |
| ② 沖縄県男女共同参画行政推進本部の機能発揮 | |
| (2) 沖縄県男女共同参画センター“ていする”の充実 | |
| 2 市町村における推進体制の整備促進と連帯強化 | 61 |
| 3 関係機関、民間団体との連携強化 | 61 |
| 4 県民への期待 | 61 |
| 5 進行管理 | 61 |
| 6 計画指標一覧 | 62 |

参考資料

| | |
|---|-----|
| 1 沖縄県男女共同参画計画改定の経過 | 65 |
| 2 沖縄県男女共同参画審議会委員名簿 | 66 |
| 3 沖縄県男女共同参画推進条例 | 67 |
| 4 沖縄県男女共同参画審議会規則 | 71 |
| 5 沖縄県男女共同参画行政推進本部設置規程 | 73 |
| 6 男女共同参画社会基本法 | 75 |
| 7 男女共同参画基本計画（第2次）の概要 | 80 |
| 8 年表～男女共同参画に関する国内外の動き～ | 83 |
| 9 用語解説 | 85 |
| 10 その他の法令等 | |
| (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 | 92 |
| (2) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等 に関する法律 | 102 |
| (3) 次世代育成支援対策推進法 | 106 |
| (4) 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 | 112 |
| (5) 第49回婦人の地位委員会でなされた宣言（「北京+10」） | 119 |

第1章 計画の見直しにあたって

1. 計画見直しの趣旨

県では、平成14年3月に男女共同参画社会※の形成を促進させるための施策展開の基本となる「沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン～」を策定し、男女共同参画社会の実現のため諸施策を総合的に推進してきました。

この計画の策定後の平成15年3月には、男女共同参画社会の実現に向けて県としての強い意思を示すとともに、県、市町村、県民及び事業者が一体となって、積極的にその取組みを進めるためのより所となる「沖縄県男女共同参画推進条例」を制定しました。

国においては、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」※が制定され、平成16年6月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」※が改正され、平成17年12月には、男女共同参画基本計画（第2次）※が閣議決定されるなど、男女共同参画の推進に大きな展開がみられました。

また、平成17年3月に沖縄県次世代育成支援行動計画「おきなわ子ども・子育て応援プラン」が、平成18年3月に「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」が策定されるなど、県の男女共同参画社会の形成促進を取り巻く環境は、大きく変化している状況にあります。

そのため、国の「男女共同参画基本計画（第2次）」を勘案し、「沖縄県男女共同参画推進条例」や県の各種計画との整合性を図るために計画の改定が必要となっています。

2. 計画見直しのポイント

(1) 沖縄県男女共同参画推進条例の内容を計画に反映する

沖縄県男女共同参画推進条例の基本理念、県・県民・事業者の責務など、条例の趣旨を明確に計画に反映させるように見直しました。

(2) 国の「男女共同参画基本計画（第2次）」を勘案する

平成17年12月、国において「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定されたことから、その内容を本県の計画に勘案しました。

(3) 指標及び目標数値を定める

計画の実効性を高めるために、男女共同参画の推進状況について、県民に分かりやすい指標を設定し、その指標に計画期間終了時における目標数値を定めました。

(4) 県民意見を反映する

計画をより実態に即したものとするために、パブリックコメントを実施し、県民意見を計画に反映させるように見直しました。

3. 計画見直しの背景

(1) 世界の動き

○ 昭和21(1946)年 婦人の地位委員会※の設置

昭和20(1945)年、国際連合が発足し、国連憲章が採択されました。国連憲章の前文には、男女平等がうたわれました。昭和21(1946)年に国連に「婦人の地位委員会」が設置され、女性の地位向上のための取組みが始まりました。

○ 昭和50(1975)年 国際婦人年、世界行動計画の採択

国連は昭和50(1975)年を国際婦人年と決めました。同年、メキシコシティで「第1回世界女性会議」が開催され、女性の地位向上のために各国が行うべき措置のガイドラインとして「世界行動計画」が採択されました。

○ 昭和51(1976)年～昭和60(1985)年 国連婦人の10年※

国連は昭和51(1976)年から昭和60(1985)年までの10年間を「国連婦人の10年」とし、加盟国に対して「世界行動計画」の達成を呼び掛け、女性の地位向上を図るための努力が国際的に進められました。

○ 昭和54(1979)年 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約※の採択

昭和54(1979)年、国連第34回総会において、女性差別をなくすために必要な措置を規定し、世界女性の憲法とも称された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(以下「女子差別撤廃条約」という。)が採択され、「基本的人権の尊重」及び「男女の権利の平等」の理念が再確認されました。

○ 昭和60(1985)年 「第3回世界女性会議」

婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の採択

「国連婦人の10年」の最終年にあたる昭和60(1985)年に「第3回世界女性会議」がナイロビで開催され、10年間の成果を踏まえて、平成12(2000)年に向けた各国の取組みのガイドラインとなる「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。第3回世界女性会議NGOフォーラムには、沖縄県から22名が参加しました。

○ 平成7年(1995)年 「第4回世界女性会議」北京宣言及び行動綱領※の採択

「第4回世界女性会議」が北京で開催され、平成12(2000)年に向けて世界的に取り組むべき優先課題を盛り込んだ「行動綱領」と世界中の女性の地位向上を目指す「北京宣言」が採択されました。「行動綱領」は「女性のエンパワーメント※に関するアジェンダ(予定表)である」とされ、貧困、教育、健康、暴力等12の重大問題領域における戦略目標と各国が取るべき行動を定めています。第4回世界女性会議NGOフォーラムには、沖縄県から71名が参加しました。

○ 平成12(2000)年 女性2000年会議※

平成12(2000)年、ニューヨークで国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、女性に対する暴力に対処する法律の整備や、平成17(2005)年までに女性に差別的な条項撤廃のための法律の見直しをすることなどを盛り込んだ「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアチブ」が採択されました。

○ 平成17(2005)年 第49回国連婦人の地位委員会(「北京+10」)の開催

平成17(2005)年、第49回国連婦人の地位向上委員会(通称「北京+10」)がニューヨークの国連本部で開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」の実施状況の評価等が行われ、これら成果文書の完全実施に向けた一層の取組を国際社会に求める宣言等が採択されました。

(2) 日本の動き

○ 昭和22(1947)年 日本国憲法の施行

昭和21(1946)年11月、日本国憲法が公布され、翌年(昭和22年)5月に施行されました。日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等が基本的人権として規定されました。

○ 昭和50(1975)年 婦人問題企画推進本部の設置

「第1回世界女性会議」で決定された事項を国の施策に取り入れるために、内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置されました。

○ 昭和52(1977)年 国内行動計画の策定

昭和52(1977)年、「世界行動計画」の趣旨に基づき「国内行動計画」が策定されました。「国内行動計画」は昭和52(1977)年から昭和61(1986)年までの10年間の女性問題の課題・施策の方向を示すもので、女性の地位向上に関する総合的な取組みが始まりました。

○ 昭和55(1980)年 女子差別撤廃条約への署名

昭和55(1980)年、「女子差別撤廃条約」に署名し、その批准に向けて、法制度等の整備を進めました。

〈批准に向けた法制度の整備〉

- ・ 昭和55(1980)年 民法、家事審判法の改正（配偶者の相続分の引き上げ）
- ・ 昭和59(1984)年 国籍法・戸籍法の改正

（国籍取得が父系血統主義※から父母両系血統主義※になった）

「父系血統主義」：父親の国籍を子が受け継ぐこと。

「父母両系血統主義」：父親か母親のどちらかの国籍を子が受け継ぐこと。

- ・ 昭和60(1985)年 国民年金法の改正：女性の年金権の確立
男女雇用機会均等法の制定（昭和61年施行）

○ 昭和60(1985)年 女子差別撤廃条約の批准

「女子差別撤廃条約」に向けて法律や制度などの条件整備を進めた結果、法制面において様々な成果が見られ、昭和60(1985)年に「女子差別撤廃条約」を批准しました。

○ 昭和62(1987)年 西暦2000年に向けての新国内行動計画の策定

「ナイロビ将来戦略」を受けて「西暦2000年に向けての新国内行動計画（新国内行動計画）」を策定し、男女共同参加型社会の形成を目指していくことになりました。

○ 平成3年(1991)年 新国内行動計画の第1次改定

「ナイロビ将来戦略」の早期実現に向けて、「新国内行動計画」の第1次改定が行われ、男女が平等に共同して参画することが不可欠であるとの認識の下、計画の総合目標が「男女共同参加」から「男女共同参画」に改められました。

○ 平成6(1994)年 男女共同参画室・男女共同参画審議会の設置

男女共同参画の推進体制をより一層充実するために、総理府に「男女共同参画室」が発足し、内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」が設置されました。また内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を本部員とする「男女共同参画推進本部」が発足しました。

○ 平成8年(1996)年 男女共同参画2000年プランの策定

「第4回世界女性会議」で採択された「行動綱領」と男女共同参画会議答申(「男女共同参画ビジョン—21世紀の新たな価値の創造—」)を受け、平成12(2000)年を目途とした「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

○ 平成11年(1999)年 男女共同参画社会基本法※の公布・施行

男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国の最重要課題として位置づけた「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されました。同法において、国、地方公共団体、国民の責務が規定されました。

○ 平成12(2000)年 男女共同参画基本計画※の策定

平成12(2000)年、男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画に係る初めての法定計画「男女共同参画基本計画」が策定されました。この計画は、平成22(2010)年までを通じた長期的な政策の方向性である「施策の基本的方向」と平成17(2005)年度末までに実施する「具体的な施策」を定めています。

○ 平成13(2001)年 男女共同参画局・男女共同参画会議の設置

中央省庁等の再編等により、総理府の「男女共同参画室」が内閣府の「男女共同参画局」に昇格し、同時に「男女共同参画審議会」を発展的に継承するものとして「男女共同参画会議」が設置されました。同会議は、内閣官房長官を議長とし、各省大臣等12名及び学識経験者12名の総計25名で構成されています。

○ 平成13年(2001)年 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の公布・施行

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(配偶者暴力防止法)が公布・施行されました。

○ 平成15(2003)年 女性のチャレンジ支援策の取組みを閣議決定

平成15(2003)年、男女共同参画推進本部は女性のチャレンジ支援策の推進について決定を行い、この決定を受けて社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が平成32(2020)年までに少なくとも30%程度になることを期待し、女性のチャレンジ支援策に取り組むことを明記した閣議決定をしました。

○ 平成16(2004)年 配偶者暴力防止法の改正

平成16(2004)年、「配偶者暴力防止法」の改正が行われました。改正法では、保護命令の対象を元配偶者までに拡大するとともに、被害者の子への接近禁止命令制度の創設や退去命令の期間を2か月に延長すること等の改正が行われました。また、併せて同法に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」が策定されました。

○ 平成17(2005)年 男女共同参画基本計画(第2次)を閣議決定

平成17(2005)年、男女共同参画基本計画の改定が行われました。計画では12の重点分野を掲げ、「施策の基本的方向」において平成32(2020)年までを見通した長期的な政策の方向性を定め、「具体的施策」において平成22(2010)年度末までに実施する具体的施策を定めています。

○ 平成18(2006)年 男女雇用機会均等法の改正※(平成19年4月1日施行)

平成18(2006)年、「男女雇用機会均等法」の改正が行われました。改正法では、男女双方に対する性差別禁止の範囲の拡大、間接差別※の禁止、妊娠等を理由とする不利益取り扱いの規制の強化、セクシュアル・ハラスメントに対する事業主の雇用管理の強化等が定められました。

(3) 沖縄県の動き

○ 昭和52(1977)年 「沖縄県婦人関係行政連絡会議」「沖縄県婦人問題懇話会」を設置

「国際婦人年」とそれに続く「国際婦人の10年」を契機とする国際的な動きや、それに基づく「国際行動計画」策定などの国の取組を受けて、男女共同参画に関する初めての組織整備として、商工労働部労政課に婦人担当の専任職員を配置し、「沖縄県婦人関係行政連絡会議」及び「沖縄県婦人問題懇話会」を設置しました。

○ 昭和59(1984)年 「婦人問題解決のための沖縄県行動計画」の策定

男女共同参画に関する初めての計画となる「婦人問題解決のための沖縄県行動計画」が策定され、婦人の地位向上と県民の福祉の向上を図りました。

○ 平成3(1991)年 女性副知事の誕生

平成3年(1991)年、全国で2番目となる女性副知事が誕生しました。

○ 平成4(1992)年 女性政策室の設置

女性行政の総合調整機能をより強化するため知事公室に「女性政策室」を設置

し、女性行政の総合的調整機能強化を図るための全庁的組織として、「沖縄県婦人関係行政連絡会議」を廃止し、副知事を本部長とする「沖縄県女性行政推進本部」を設置しました。

○ 平成5(1993)年 「男女共同参画型社会をめざす沖縄県行動計画～DEIGOプラン21～」の策定

家庭、地域、社会のあらゆる分野において男女が等しく社会的責任を担い合い、21世紀の望ましい社会を展望するための指針として「男女共同参画型社会をめざす沖縄県行動計画～DEIGOプラン21～」を策定しました。

○ 平成5(1993)年 財団法人おきなわ女性財団の設立

男女共同参画社会の実現には、民間と行政の緊密な連携が必要不可欠であることから、「財団法人おきなわ女性財団」が設立されました。

○ 平成8(1996)年 沖縄県女性総合センターの開館

女性の社会活動の拠点施設として「沖縄県女性総合センター(愛称:ているる)」を開館しました。

○ 平成10(1998)年「男女共同参画社会をめざす沖縄県行動計画～DEIGOプラン21～」の改定

平成13(2001)年度を目標年度として、「男女共同参画型社会をめざす沖縄県行動計画～DEIGOプラン21～」を改定しました。この改定は、少子・高齢化をはじめとする経済・社会情勢の変化や平成7年に開催された「第4回世界女性会議」における「北京宣言及び行動綱領」の採択など女性を取りまく国内外の状況変化を考慮しました。

○ 平成14(2002)年3月 沖縄県男女共同参画計画を策定

平成11(1999)年6月に制定された男女共同参画社会基本法第14条の規定に基づく県の責務として、平成14(2002)年3月に「沖縄県男女共同参画計画」を策定しました。計画では5つの基本方向を定め、13項目の目標と54項目の具体的施策を掲げています。計画期間は平成14(2002)年度から平成23(2011)年度までの10年間とし、社会経済情勢の変化や計画の進捗状況に応じて見直しを行うこととしました。

○ 平成15(2003)年 沖縄県男女共同参画推進条例の制定、公布・施行

平成11(1999)年6月に制定された男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえなが

ら、男女共同参画社会の実現を目指し、県、市町村、県民及び事業者が一体となって、男女共同参画の推進に取り組むために「沖縄県男女共同参画推進条例」を制定し、公布・施行しました。

また、条例第19条において知事の諮問機関とする「沖縄県男女共同参画審議会」について定めました。

○ 平成17(2005)年7月「沖縄県女性総合センターの設置及び管理に関する条例」の全文改正

公の施設の管理に関する地方自治法の規定の改正に伴い、沖縄県女性総合センターの管理を指定管理者に行わせるために「沖縄県女性総合センターの設置及び管理に関する条例」の全文を改正しました。

○ 平成17(2005)年12月 沖縄県男女共同参画審議会規則の公布・施行

沖縄県男女共同参画推進条例第20条第6項の規定に基づき、沖縄県男女共同参画審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定める規則を公布・施行しました。

○ 平成18(2006)年3月 沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画の策定

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3に基づく県の責務として「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定しました。計画期間は、平成18(2006)年度から平成23(2011)年度までの6年間とし、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」が見直された場合や新たに盛り込むべき事項が生じた場合には、施策の実施状況等を勘案し、必要に応じて見直しを行うものとなりました。

○ 平成18(2006)年4月 沖縄県女性問題懇話会設置規程を廃止

平成17(2005)年12月に沖縄県男女共同参画審議会規則が公布・施行されたことから、これまで女性に関する施策の企画とその推進のために設置した「沖縄県女性問題懇話会設置規程」を廃止しました。

○ 平成18(2006)年4月 沖縄県女性総合センターの名称変更と指定管理者制度の導入

男女共同参画活動の拠点となる沖縄県女性総合センターの名称を「沖縄県男女共同参画センター」に改めました。

また、センターの管理に指定管理者制度を導入し、財団法人おきなわ女性財団が指定管理者となりました。

○ 平成18(2006)年6月 沖縄県男女共同参画推進行政本部を設置

(沖縄県女性行政推進本部設置規程の一部を改正)

「沖縄県女性行政推進本部設置規定」の一部を改正し、「沖縄県女性行政推進本部」を「沖縄県男女共同参画行政推進本部」に改めました。

○ 平成19(2007)年 沖縄県男女共同参画計画の改定

平成17(2005)年12月に国において、計画の見直しが行われ、男女共同参画基本計画(第2次)が策定されたことを踏まえて、沖縄県男女共同参画計画の改定を行いました。

計画期間は平成19(2007)年度から平成23(2011)年度までの5年間とし、国の計画が見直された場合、社会経済情勢の変化や、県計画の進捗状況に応じて見直しを行うものとなりました。

第2章 計画の基本的な考え方

1. 計画の性格

この計画の性格は、以下のとおりです。

(1) 男女共同参画社会基本法及び沖縄県男女共同参画推進条例に基づく計画

「男女共同参画社会基本法」第9条及び第14条、「沖縄県男女共同参画推進条例」第4条に基づき、県の責務として策定されるものです。

(2) 男女共同参画社会の形成を促進するための施策展開の基本となるもの

本県における男女共同参画社会の形成を促進するための施策展開の基本となるもので、施策の基本方向とその目標及び具体的施策を示すものです。

(3) 国計画及び県の各種計画との整合性

国の「男女共同参画基本計画」を踏まえ、県の各種計画との整合性を図っています。

2. 計画の期間

この計画は、「沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン～」の後期計画として、平成19(2007)年度から平成23(2011)年度までの5年間の計画とします。ただし、平成17年12月に策定された国の「男女共同参画基本計画（第2次）」が見直された場合、社会経済情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて見直しを行います。

3. 計画の基本理念

すべての人が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮するとともに互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も共に分かち合う男女共同参画社会の実現は私達の願いです。男女共同参画社会の実現を目指して6つの基本理念を定めました。この理念は、「沖縄県男女共同参画推進条例」の基本理念に基づいています。

(1) 男女の人権の尊重（条例第3条第1項）

(2) 社会における制度または慣行についての配慮（条例第3条第2項）

(3) 政策等の立案及び決定への共同参画（条例第3条第3項）

(4) 家庭における活動と他の活動の両立（条例第3条第4項）

(5) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重（条例第3条第5項）

(6) 国際的協調（条例第3条第6項）

※男女共同参画社会（条例第2条）とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、社会的、経済的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

* 基本方向

6つの基本理念に基づき、6つの『基本方向』を定めました。

基本方向Ⅰ 男女共同参画の視点に立った意識の改革

基本方向Ⅱ 男女の人権の尊重

基本方向Ⅲ 男女共同参画を進めるために必要な社会制度等の確立

基本方向Ⅳ 政策・方針決定過程への男女共同参画及び女性の社会参画

基本方向Ⅴ 家庭・地域・職場において男女が多様な生き方を選択できる社会の実現

基本方向Ⅵ 平和・国際社会への貢献及び環境保全への取組

* 目標

6つの『基本方向』が何に向かっているのかを示す『目標』を12項目定めました。

* 具体的施策

12の『目標』を達成するための『具体的施策』を57項目定めました。

4. 重点的に取り組む事項

計画において、計画最終年度（H23年度）に向けて、男女共同参画をより一層推進するために、次のことを重点的に取り組みます。

(1) 男女共同参画についての正しい理解と学習の充実

男女共同参画に関する認識を深め、定着させるための広報・啓発を積極的に展開するとともに男女平等を推進する教育・学習の充実を図ります。

（具体的施策01.05）

(2) 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援

「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」（平成18年3月策定）に基づき、配偶者等からの暴力を許さない社会を目指し、広報啓発・教育を行うとともに、相談、保護、自立支援等を充実強化します。

（具体的施策10. 11. 12）

(3) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

社会のあらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、審議会等への女性の登用を積極的に推進するとともに、女性職員の幅広い分野への配置や管理職への積極的な登用に努めます。

また、市町村、企業・団体等へ女性の参画促進を呼びかけ、取組みを支援します。（具体的施策30. 34. 46）

(4) 女性のチャレンジ支援

女性が様々な分野にチャレンジし、その個性と能力を発揮できるよう、女性の能力開発、再就職や起業等のチャレンジ支援策を推進します。

（具体的施策40. 41. 42. 43）

(5) 家庭と仕事の両立支援と働き方の見直し

男女がともに家庭生活と職業生活がバランスよく両立できるよう、育児休業・介護休業制度の周知徹底や多様な働き方に対応した労働環境の整備に取り組みます。（具体的施策25. 26. 50）

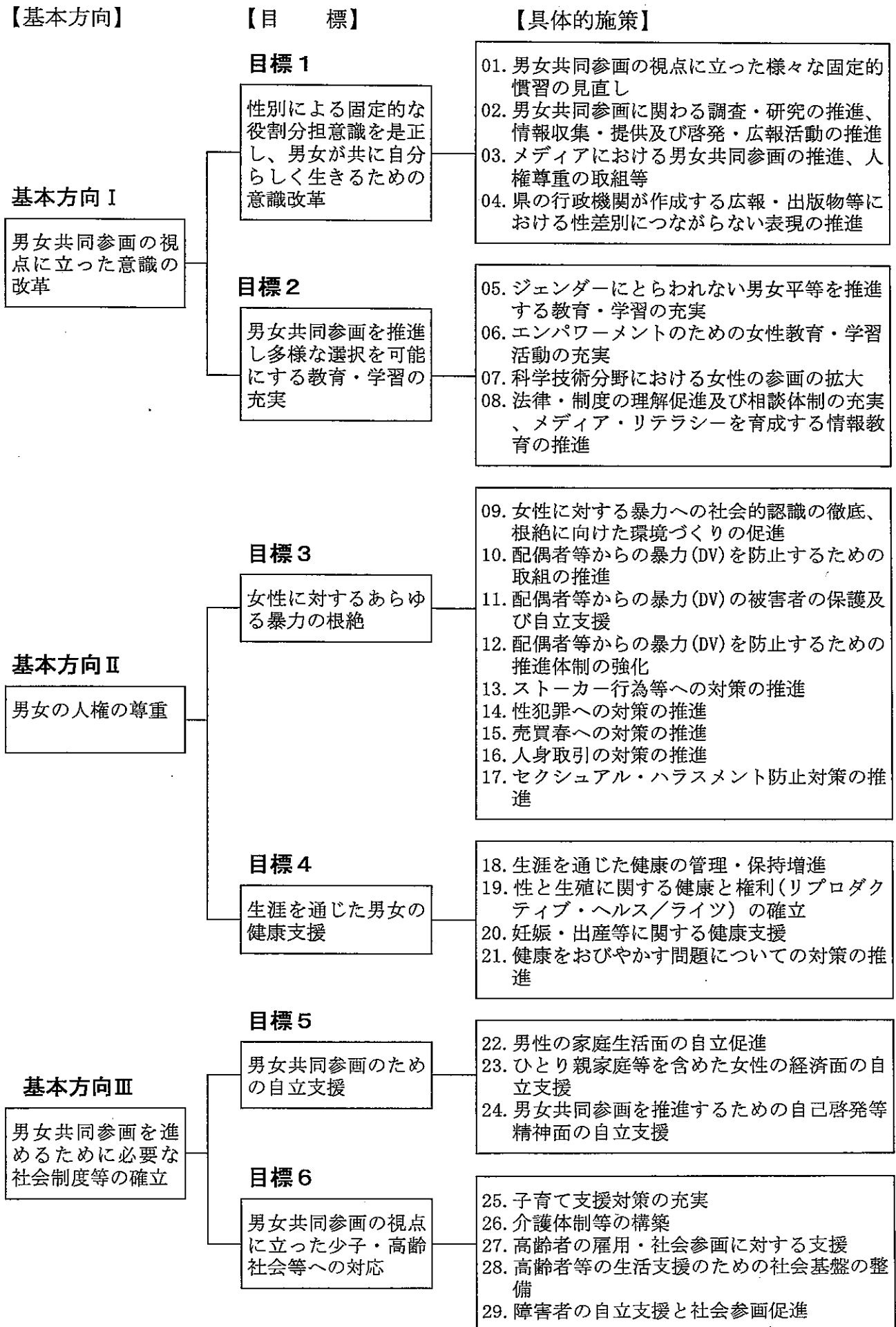
☆計画の愛称

次の理由により、前期計画の愛称である『DE I GOプラン』を継承し、『DE I GOプラン（後期）』とする。

※理由：「第4回世界女性会議」で採択された行動綱領の3つの目標である「平等・開発・平和」をイメージするとともに県花の「デイゴ」を象徴しており、また県民に定着しているため。

| | | |
|-------------|-------------|---------|
| D | DEVELOPMENT | 「開発・発展」 |
| E | EQUALITY | 「平等」 |
| I | INNOVATION | 「変革」 |
| G | GLOBAL | 「地球規模」 |
| O | OKINAWA | 「沖縄」 |

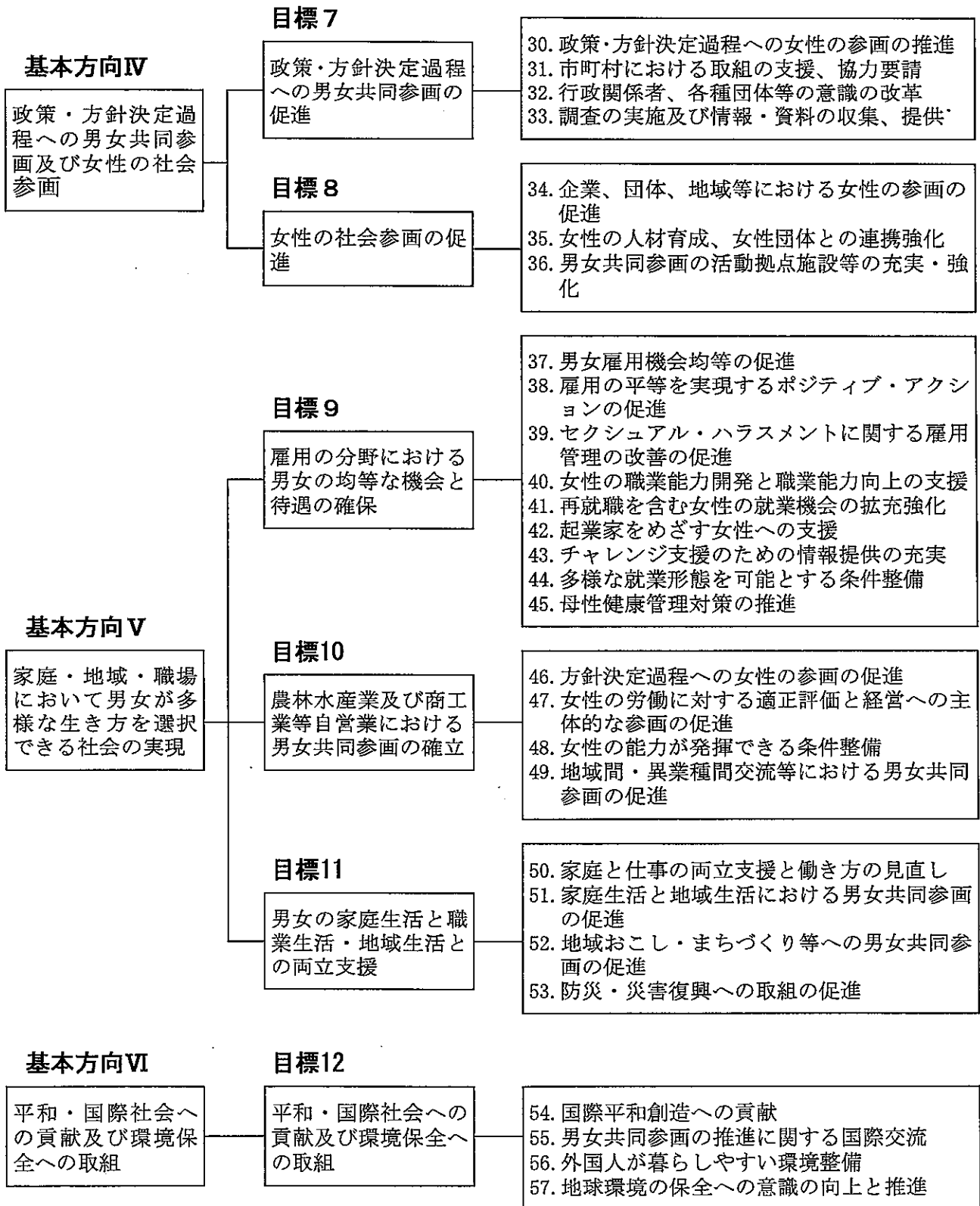
5 計画の体系図



【基本方向】

【目 標】

【具体的施策】



第3章 計画の内容

基本方向Ⅰ 男女共同参画の視点に立った意識の改革

我が国では、日本国憲法により、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組みが行われてきました。

しかしながら、現実には、社会制度や慣行、人々の意識や行動の中に女性に対する差別や性別による固定的な役割分担意識※が依然として存在しており、真の男女平等の達成に向けて、なお一層の取組みが必要です。

男女共同参画社会※を実現するためには、社会制度や慣行を性別にかかわらず個性と能力を發揮できるようなものとしていかなければなりません。

そのためには、家庭、地域、職場において残っている男女差別意識の解消に向け、男女共同参画の視点に立った様々な社会制度・慣習の見直し、多様な選択を可能にする教育や学習の充実を図り、県民一人ひとりの意識改革を促していく取組みが必要です。

目標 1 性別による固定的な役割分担意識を是正し、男女が共に自分らしく生きるための意識改革

男女共同参画社会の実現を阻害する大きな要因の一つとして、人々の意識の中に長い時間をかけて形成された男性優位の固定的な役割分担意識や、これに基づく社会制度や慣行が、依然として根強く残っています。

社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って生まれてきたものですが、男女が置かれている立場の違いを反映して、男女に中立に機能しない場合があります。

個人の生き方や活動が多様化する中で、社会制度・慣行が、男女の社会（家庭を含む。）における活動の選択の妨げとならないよう配慮が求められます。

男女共同参画社会の形成のためには、男女の置かれている現状や問題点を客観的に把握する必要があります。そのためには、男女共同参画に関わる各種調査・研究を推進し、情報の収集に努め、その結果を明らかにしていくことが必要です。

メディア（IT等を含む）による情報発信は、人々の意識・行動、社会に与える影響が大きく、その内容には社会的公平性や倫理観が求められます。

メディアを通じて男女の様々な分野への参画が広く伝達され、男女共同参画の意識が広く浸透することが期待される一方で、一部のメディアにおいては、性の商品化や暴力表現などが見受けられ、女性の人権を侵害している現状があります。

メディアが男女共同参画社会の形成に果たす役割は大きいことから、メディアには、自主的に女性の人権に配慮した情報発信がなされるよう期待されます。

そのため、メディアの担い手において、ジェンダー※（社会的性別）に敏感な視点の育成が図られ、方針決定過程への女性の参画が促進されるよう、メディアに関わる企業・事業所に対し働きかけを行う必要があります。

県をはじめとする公的機関は、県民に対して情報発信する機会が多いため、作成する広報・出版物においては、固定的な性別役割分担意識にとらわれない男女の多様なイメージを表現していくことが重要です。

そのためのガイドライン（指針）の策定等、県の率先した取り組みが必要です。

〔具体的施策〕

01. 男女共同参画の視点に立った様々な固定的慣習の見直し
02. 男女共同参画に関わる調査・研究の推進、情報収集・提供及び啓発・広報活動

の推進

03. メディアにおける男女共同参画の推進、人権尊重の取組等

04. 県の行政機関が作成する広報・出版物等における性差別につながらない表現の推進

目標 2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

男女共同参画社会を実現するためには、県民一人一人が男女共同参画についての正しい意識や自立の意識を有することが必要です。

人々の意識や価値観は、周囲の様々な状況の影響を受けて形成されていきます。

適切な人権意識や男女平等感を育てるためには家庭や学校、地域、職場などにおける教育や学習の果たす役割は非常に重要です。

男女平等意識を広く根づかせるためには、保育所・幼稚園、小・中・高等学校、大学、各種専門学校等の各段階において、人権尊重を基本とする男女平等教育の充実に努めなければなりません。

男女がその個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に参画していくためには、自らの生き方について多様な選択を可能にする教育・学習の充実が必要です。

特に、政策・方針決定過程への女性の参画が十分とは言えない状況を踏まえ、女性のエンパワーメント※のための教育や学習活動などの充実を図る必要があります。

大学等の進学率は女性が男性を上回っているものの、理工系学部における女性の割合は低いなど、専攻分野における男女の偏りが見られます。

そのため、科学技術分野における女性の参画は十分とはいえない状況にあり、科学技術分野における男女共同参画を実現するためには、女性若年層の理工系分野への選択を促進する必要があります。

法律を主体的に読み解く力をつけることは、女性が社会の仕組みを知り、変革するためには大切なことです。性による差別を是正して男女共同参画社会を推進するためには、既存の法律を駆使することで解決できる場合もあります。さらに、既存の法律の不備な点を是正するためにも、女性自らに保障された法律上の権利や、権利侵害を受けた場合の対応等について正確な知識が得られるよう法律・制度の理解促進を図るとともに、その相談体制の充実を図ることが必要です。

高度情報通信社会が進展する中で、映像や活字媒体などのメディア、特にインターネットなどによってもたらされる情報が社会に与える影響はさらに拡大するものと予想されます。

人々がメディアからもたされる膨大な情報を受容し、無批判に受け入れるのではなく、ジェンダー（社会的性別）に敏感な視点で情報を主体的に読み解き、自ら発信できる能力「メディア・リテラシー※」を身につけることが大きな課題となっています。

さらに、全ての人々が平等にあらゆる情報を得るためには、情報量に差が生じないよう情報へのアクセスを確保すること、特に児童、高齢者、障害者、外国人等情報を得にくい状況にある人に配慮が必要です。

【具体的施策】

05. ジェンダーにとらわれない男女平等を推進する教育・学習の充実
06. エンパワーメントのための女性教育・学習活動の充実
07. 科学技術分野における女性の参画の拡大
08. 法律・制度の理解促進及び相談体制の充実、メディア・リテラシーを育成する
情報教育の推進

基本方向Ⅱ 男女の人権の尊重

男女共同参画社会は、男女が個人として尊重され、性別にとらわれず自らが主体的に生きることができる社会です。

一人ひとりの人権が尊重され、性別による差別的な取り扱いや性別に起因した暴力の根絶に向けて努力しなければなりません。

また、女性は、妊娠や出産をする可能性があり、ライフサイクルを通じて男性と異なる健康上の問題に直面することに男女とも留意する必要があります。

男女が互いの性を理解し合い、性と生殖に関わる健康と権利を尊重することが大切です。

女性に対する暴力は、多くの人々に関わる社会的問題であるとともに、固定的性別役割分担や、経済力の格差、上下関係など我が国の男女が置かれている状況等に根ざした構造的な問題として把握し、その根絶に向けて取り組んでいかなければなりません。

目標3 女性に対するあらゆる暴力の根絶

暴力は、性別や加害者、被害者の間柄を問わず決して許されるべきものではなく、特に女性に対する配偶者等からの暴力、ストーカー※行為、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント※等の暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

女性に対する暴力は、男女の固定的な性別役割分担、経済力の格差、上下関係など男女が置かれている状況等に根ざした構造的問題がその背景にあります。

女性に対するすべての暴力に対しては、女性への暴力を許さない社会認識の徹底や暴力の根絶に向けた基盤整備が必要です。

配偶者等からの暴力は、外部からその発見が困難な家庭内で行われことが多いため潜在化しがちであり、社会の理解も不十分で、個人的問題として矮小化されることもありました。平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」※が制定され、さらに被害者の保護、自立支援の強化を図る目的で平成16年に改正法が制定されました。

この改正法に基づいて平成18年3月には、「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定しました。

今後は法律の趣旨と内容等の広報・啓発と「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を推進する必要があります。

セクシュアル・ハラスメントは、対象となった女性の人権を侵害するだけでなく、能力発揮を妨げるとともに、精神的な苦痛などにより生活への深刻な影響を与えるものであり、社会的に許されない行為です。

雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントについては、男女雇用機会均等法等に基づき、企業に対する周知啓発を進める必要があります。

また、雇用以外の場においても、大学をはじめとする教育機関等におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けて取り組む必要があります。

ストーカー行為は、被害者の生活の平穏を害する行為であり、次第にエスカレートして殺人等の凶悪犯罪にまで発展するおそれがあります。

そのため、ストーカー規制法に基づく適切な対策を推進していく必要があります。

性犯罪、売買春、人身取引は、多くの場合、加害者である男性が自らの支配欲や性的欲求を満たすという極めて自己中心的な目的で行ったり、女性の性を商品化して売買する目的で行われるもので、重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

また、近年、性に関する情報の氾濫により被害者の低年齢化が懸念される場所です。

暴力の被害にあった女性は、肉体的・精神的に大きな被害を受けるため、関係機関・団体との連携を強化し、相談やカウンセリング体制の充実を図る必要があります。また、加害者に対しても、暴力を防止するための調査研究を行い、カウンセリング等必要な措置が受けられる体制整備が必要です。

〔具体的施策〕

09. 女性に対する暴力への社会的認識の徹底、根絶に向けた環境づくりの促進
10. 配偶者等からの暴力（DV）を防止するための取組の推進
11. 配偶者等からの暴力（DV）の被害者の保護及び自立支援
12. 配偶者等からの暴力（DV）を防止するための推進体制の強化
13. ストーカー行為等への対策の推進
14. 性犯罪への対策の推進
15. 売買春への対策の推進
16. 人身取引の対策の推進
17. セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

目標 4 生涯を通じた男女の健康支援

男女が生涯を通じて健康を維持するためには、健康に対する意識を持ち、日常生活の中で「栄養・運動・休養」の調和のとれた健康づくりを実践し、生活習慣病等の予防に努めることが大切です。

また、男女が、互いに身体的特徴を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提となるものであり、生涯にわたる健康支援は重要です。

特に、女性はその身体に妊娠や出産のための仕組みが備わっているため、生涯を

通じて男性とは異なる健康上の問題に直面しています。

そのため、女性が生涯にわたって健康で主体的に生きることができるよう「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）※」の確立が必要です。

また、性に関する情報があふれている中で、若年層の人工妊娠中絶やH I V※／エイズ※及び性感染症※の増加等が見られることから、性と生殖に関する健康の重要性についての発達段階に応じた適切な性教育が必要となっています。

妊娠・出産・産後は、女性にとって短期間に心身の状態が大きく変化する時期であり、母体の健康管理が重要になります。

安心して安全に子どもを産むことができるよう妊婦健康診査、保健指導・相談、医療体制等の充実が求められています。

また、子どもを望みながらも、不妊に悩む男女が安心して相談できるようにするとともに、生殖補助医療等に関して問題点も含めた正確な情報提供等を行う必要があります。

H I V／エイズ、性感染症、薬物乱用、過度の飲酒や喫煙等については、男女の健康に甚大な影響をもたらすものであることから、予防対策及び防止対策や正しい知識の普及啓発が必要です。特にH I V／エイズ、性感染症については正しい理解に基づいて行動がとれるよう正確な情報を提供し、感染予防のための正しい知識の積極的な普及・啓発に努めるとともに、医療・検査・相談体制の充実を図る必要があります。

本県では全国と比較して男性の自殺者が多く、特に30代から50代の働き盛りの年齢の自殺は深刻な問題です。男女が互いにその人権を尊重しあい、健やかに暮らすことができる社会の実現のためには、自殺予防に関する正しい理解の普及・啓発が必要であり、特に男性に対する心身の健康や働き方の見直しが必要となっています。

〔具体的施策〕

18. 生涯を通じた健康の管理・保持増進
19. 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の確立
20. 妊娠・出産等に関する健康支援
21. 健康をおびやかす問題についての対策の推進

基本方向Ⅲ 男女共同参画を進めるために 必要な社会制度等の確立

少子・高齢化の進展など、家族形態が多様化する中で、健全で活力ある社会を築くためには、男女が対等な立場で個性と能力を発揮するとともに喜びも責任も共に分かち合うことのできる制度や環境を整えていく必要があります。

仕事と子育てや介護などの家庭生活との両立支援など、女性が社会において対等な立場で活動できるように民間や行政の取組みが求められています。

特に、これまで家庭への参画が少なかった男性に対して、家庭生活に積極的に参画することができるよう男性の家庭生活面の自立支援などの環境整備が必要となっています。

また、男女が安心して子どもを生み育てることができるよう、社会全体の取組みとして子育て支援対策の充実が求められています。

高齢者や障害者等がいきいきと自立した生活を送ることができるよう社会基盤の整備などを推進する必要があります。

また、主に女性が担ってきた介護について社会全体で支える体制を一層充実させていくことが求められています。

目標5 男女共同参画のための自立支援

社会を構成する男女がいきいきと生活し、活動していくためには、生涯にわたり自立して生きることができる社会環境が整っていることが必要であり、また、個人の自立意識が確立していることが不可欠です。しかしながら、実状は、社会環境、個人の意識ともに、まだ充分とはいえません。

特に、男性に対しては、男女共同参画社会の形成が男性にとっても意義があり、その責任や重要性について理解を深めることができるよう広報・啓発活動を推進するとともに、男性が家庭生活面における自立を促進するための施策が求められています。

社会情勢の変化や価値観の多様化などに伴って、家族形態の多様化、離婚の増加等によりひとり親家庭が増加しています。こうした家庭においては、子どもの養育と生計の担い手という二つの役割をひとりで担っていることから、日常生活において様々な困難を抱えており、子どもの養育面、経済面などにおいても不安定な立場に置かれがちです。

ひとり親家庭の人たちが安心して暮らすことができるよう相談機能を強化するとともに、自立を支援する必要があります。

〔具体的施策〕

22. 男性の家庭生活面の自立促進
23. ひとり親家庭等を含めた女性の経済面の自立支援
24. 男女共同参画を推進するための自己啓発等精神面の自立支援

目標6 男女共同参画の視点に立った少子・高齢社会等への対応

少子・高齢化の進展や、価値観の多様化など社会情勢が大きく変化する中で、男女が安心して子どもを産み育て、家族としての責任を果たすことのできる社会を形成していくことは重要です。

本県の合計特殊出生率※は年々低下しており、平成17年には過去最低の1.71となっています。全国平均の1.25より高く全国1位を維持しているものの、人口を維持

するのに必要な水準である2.08を大きく割り込んでおり、本県においても少子化が急激に進行しています。

その一方で、夫婦が望む子どもの数※は2.48人で、実際の出生率※の1.71と大きく離れています。

これらの理由としては、経済的な問題や、仕事と子育ての両立の困難さ、育児の負担が女性に過重となっていることなどが挙げられています。

このため、男性の子育てへの参画の促進や男女が共に働きながら安心して子どもを産み育てることができる環境づくりなど、男女共同参画の視点に立った社会全体での子育て支援策の推進が求められています。

高齢社会※の進展に伴い、高齢者の生きがいの充実や社会参画の促進が求められています。

本県における平成17年の高齢化率※は16.1%と全国平均(20.1%)に比べ4.0ポイント低くなっています。

全国よりも高齢化の速度は緩やかなものの、高齢者人口の割合は年々増加し、確実に高齢化は進行しています。平成27年(2015年)には高齢化率は19.4%になると予想されており県民の5人に1人が65歳以上の高齢者となると見込まれています。

高齢者がいきいきと暮らしていくためには、生活の自立のための支援やこころのケア等の相談体制を整備する必要があります。

高齢者に対する介護の負担は、これまで女性の側に偏っている実状があります。

高齢化が進行する中では、今後も介護の必要な高齢者の増加が予想されます。介護の負担を家族に、とりわけ女性に集中することなく、社会全体で支える仕組みとして創設した介護保険制度を着実に実施する必要があります。

また、家族が高齢者を適切に介護できるように基礎的な介護の技術や知識を身につけることができるよう支援するとともに、介護などに携わる人材を確保する必要があります。

高齢者が健やかで豊かな生活を送るためには、高齢者の蓄積された豊かな知識・経験・技術が十分活かせるような雇用・就業機会の確保、社会活動等への参画の確保など社会環境の整備が必要です。

また、高齢者が積極的に社会へ参画するためには、高齢者自身の活動意欲を高めるための機会の充実が必要であり、そのためには生活基盤や生活環境の確保が図られる必要があります。

日常生活における自立や社会参画を行う上で様々な制約を受けがちな高齢者や障害のある男女等が、その能力や意欲を発揮しながら社会に参画し、充実した生活を送ることができるよう、ノーマライゼーション※の理念の浸透を図るとともに、バリアフリー※の視点に立ったまちづくりを積極的に推進する必要があります。

障害のある男女が地域社会の中で安心して暮らすためには、その社会参加を困難にする物理的な障壁、制度的な障壁、文化・情報面での障壁及び意識上の障壁等を取り除き、障害特性に応じた多様なニーズへの適切な対応に配慮する必要があります。そのため、障害のある男女がその個性と可能性を生かすことができるよう雇用・就業の相談体制の強化や、市町村などの身近な地域における相談体制の充実が求められています。

〔具体的施策〕

25. 子育て支援対策の充実
26. 介護体制等の構築
27. 高齢者の雇用・社会参画に対する支援
28. 高齢者等の生活支援のための社会基盤の整備
29. 障害者の自立支援と社会参画の促進

基本方向Ⅳ 政策・方針決定過程への男女 共同参画及び女性の社会参画

男女共同参画社会の実現のためには、男女が社会における対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画し、共に責任を担うことが求められています。特に、行政分野においては、施策の対象及び影響を受ける者の半分は女性であることから、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大は重要です。

しかし、県議会及び各種審議会等における女性の割合は依然として低く、女性の政策・方針決定過程への参画は未だ十分とは言えず、今後、女性があらゆる分野における政策・方針決定過程に参画を拡大していくためには、県が率先して女性の参画を進めるとともに、市町村、企業、各種機関・団体等に対しても広く女性の参画促進を呼びかけ、その取組みを支援する必要があります。

また、男女共同参画の視点、指導力及び行動力を伴った女性の人材育成を促進し、女性団体との連携強化を図る必要があります。

目標7 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

県及び市町村の議会や行政などにおいて決定される政策・方針は、そこで生活する男女に大きな影響を与えるため、その決定に当たっては男女の意見がバランスよく反映されることが必要です。

本県の平成17年4月1日現在における県議会の女性議員の割合は10.4%（全国平均6.9%）、市町村議会での割合は市8.7%（同12.0%）、町村3.4%（同5.8%）となっています。

審議会等の委員に占める女性の割合は26.6%（同33.5%）であり、県職員に占める女性の割合は39.7%であるのに対し、管理職に占める女性の割合は9.0%（同4.8%）となっています。

また、平成17年5月1日現在における小中高等学校の校長に占める女性の割合は、26.0%（全国平均12.7%）、教頭に占める割合は18.3%（同14.9%）となっています。

このように、自治体、学校、産業界等の管理職、地域における政策・方針決定の場に占める女性の割合は依然として低く、あらゆる分野において女性の意見等が政策・方針に反映されているとはいえない状況にあります。

審議会等における女性委員の登用をより一層推進するためには、あらゆる分野における女性の人材発掘に努め、女性の人材リストを整備し、個人情報保護に配慮しながら、その情報を提供することが必要です。また、女性委員のいない審議会の解消、女性委員が少ない審議会や特定の女性がいくつもの委員を兼任している状況を改善するため、男女を問わず職務指定のあり方の見直しや、公募による委員選任等、委員の選任のあり方について検討する必要があります。

県・市町村職員、公立学校教員等の地方公務員に対しては、採用、配置等に係る男女の機会均等の確保と、女性が様々な職務経験を積むことができるよう職域の拡大を図り、管理・監督者への登用を進めることが必要です。

女性が政策決定等の場に参画するためには、女性自身が努力をするとともに、意欲を持つことが大切であり、さらに家庭・地域・職場における周囲の人々の意識を変える等の環境整備を行う必要があります。

あらゆる分野における女性の参画を拡大していくために、県が率先して女性の参画を進めるとともに、市町村、事業所、各種団体等における取組を支援する必要があります。

あります。

〔具体的施策〕

30. 政策・方針決定過程への女性の参画の推進
31. 市町村における取組の支援、協力要請
32. 行政関係者、各種団体等の意識の改革
33. 調査の実施及び情報・資料の収集、提供

目標 8 女性の社会参画の促進

男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき男女共同参画社会を形成するためには、女性の社会参画が基盤となります。そのためには、企業、団体、地域等に対して広く女性の参画促進を呼びかけ、その取組みを支援することが必要です。

女性の社会参画を促進するためには、男女それぞれの意識を改革し、男女共同参画に関する自主的な取組みが行われなければなりません。

そのため、男性に対して男女共同参画の重要性を十分認識させるとともに、女性が持てる能力と意識を高め、あらゆる分野でその力を発揮することが可能となるように女性の人材育成と女性団体との連携強化を積極的に進める必要があります。

また、『県男女共同参画センター“ていする”』は、男女共同参画社会づくりを進める活動拠点施設として設置されており、男女共同参画に関する啓発・学習、情報の収集・提供、相談支援、研修等を行うとともに、活動や交流の場を提供しています。男女共同参画社会づくりのためには、これらの機能をより一層、充実・強化し、女性の社会参画の促進を図る必要があります。

〔具体的施策〕

34. 企業、団体、地域等における女性の参画の促進
35. 女性の人材育成、女性団体との連携強化
36. 男女共同参画の活動拠点施設等の充実・強化

基本方向Ⅴ 家庭・地域・職場において男女が多様な生き方を選択できる社会の実現

男女が共に社会のあらゆる活動に参加していくためには、家庭と仕事を両立し、地域社会の一員としてバランスのとれた生活を築くことが必要です。

特に、就業は人々の生活の経済的基盤を形成するものであり、男女共同参画の実現にとって極めて重要な意味をもっています。

年齢や性別に関わらず、働く意欲のある人が、自らの働きたい分野でその意欲や能力を十分に発揮し、希望する就業形態で、充実した職業生活を送ることができるよう施策を積極的に展開する必要があります。

そのためには、仕事と家庭生活の両立支援を進め、働き方の大幅な見直しを進めるとともに、家庭・地域・職場において男女が多様な生き方を選択できる環境づくりが重要です。

農林水産業や商工業等自営業においては、女性が生産や経営の実質的な担い手として重要な役割を果たしています。しかしながら、固定的な性別役割分担意識や慣行などから経営や事業運営の方針決定は男性中心に行われることが多く、女性の果たす役割が十分認識・評価されていない状況にあります。

男女がともに充実感を持って働くことができるよう、方針決定過程への女性の参画を促進し、女性の労働に対しての適正な評価と適切な就業環境の整備を図る必要があります。

目標9 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

昭和61（1986）年の「男女雇用機会均等法」※施行以降、女性の働く環境は徐々に整いつつありますが、依然として、男女間の賃金や待遇には実質的な格差があります。

平成19年4月施行の改正法では、男女双方に対する差別の禁止や間接差別※の禁止、妊娠等を理由とする不利益取り扱いの禁止等が定められました。男女が性別により差別されることなく、かつ、母性を尊重されつつその能力が十分に発揮できる雇用環境の整備が図られるよう、男女雇用機会均等法の普及啓発を推進することが必要です。

男女労働者間に事実上生じている格差の解消のため、企業における女性の能力発揮のための積極的改善措置※（ポジティブアクション）に取り組むよう、企業に対する普及・啓発を推進していく必要があります。

また、職場におけるセクシュアル・ハラスメントは、就業環境を悪化させ、働く権利を侵害することから、防止についての啓発を行う必要があります。

産業構造の転換や技術革新が進む中で、男女がその能力を十分に発揮できるようにするためには、新しい知識や技術の習得により個人の就業能力を高めていくことが必要です。

そのため、職業能力開発と技術向上に向けての意識啓発、情報提供、能力開発を推進することが必要です。

育児・介護等を理由に離職した女性が再就職を希望する場合には、その能力を発揮する場を提供することが求められており、相談・助言や情報提供など、再就職のための施策の充実を図ることが必要です。

女性の起業に関する関心は高まっており、様々な分野で女性起業家が活躍することは、地域社会や経済の活性化につながるものです。しかし、アイデアと意欲があっても事業経営の知識の不足や資金確保が難しいなどの課題があります。

そのため、起業に関する情報提供や相談等の支援をしていく必要があります。

パートタイム労働、派遣労働、在宅勤務など働き方の多様化が進む中で、男女が、

価値観やライフスタイルに応じた働き方を選択し、適正な処遇や労働条件が確保されることが課題となっています。そのため、家庭生活と職業生活を両立できる雇用環境の整備が必要となっています。

職場において女性が母性を尊重され、働きながら安心して子供を産むことができる環境を整備することは、生涯を通じた女性の健康確保の観点からも重要な課題です。妊娠中及び出産後も継続して働き続けることができるよう、労働基準法、男女雇用機会均等法に基づく母性保護について周知徹底を図る必要があります。

〔具体的施策〕

37. 男女雇用機会均等の促進
38. 雇用の平等を実現するポジティブ・アクションの促進
39. セクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理の改善の促進
40. 女性の職業能力開発と職業能力向上の支援
41. 再就職を含む女性の就業機会の拡充強化
42. 起業家をめざす女性への支援
43. チャレンジ支援のための情報提供の充実
44. 多様な就業形態を可能とする条件整備
45. 母性健康管理対策の推進

目標10 農林水産業及び商工業等自営業における男女共同参画の確立

農林水産業や商工業等の自営業において、女性はその貢献に見合う評価を受け、対等なパートナーとして男性と共に経営方針決定や事業運営に参画できる社会が求められています。

農林水産業や商工業等の自営業に従事する女性の果たしている役割の重要性に照らして、地域の経営や事業、生産組織や組合の委員・役員として方針決定への参画を進めていくことが必要です。

これまで、農林水産業や商工業等に従事する女性は、生産や経営の実質的な担い手として重要な役割を果たしてきましたが、位置づけや評価は十分とは言えませんでした。家族経営協定※の締結や経営の法人化により、役割に対する適正な評価と、働きに応じた所得・報酬の確保、資産の形成を図る必要があります。

農林水産業や商工業等の自営業の女性の生活時間は、労働、家事、育児、介護等を男性より多く担っており、負担の軽減を図る必要があります。

農林水産業において、女性はその能力を発揮できる活動分野を拡大することは重要であり、都市と農山漁村との交流、地域の文化の伝承と創造、農海産物加工・直売など農山漁村の地域活性化等を促進する必要があります。

また、これらの活動を更に促進するためには男性の積極的な参加が大切です。

そのために、男女が快適に働き、自由時間を持ち、広域的なネットワークづくりや地域間異業種間交流で広い視野を養えるような環境づくりが必要です。

〔具体的施策〕

46. 方針決定過程への女性の参画の促進
47. 女性の労働に対する適正評価と経営への主体的な参画の促進
48. 女性の能力が発揮できる条件整備
49. 地域間・異業種間交流等における男女共同参画の促進

目標11 男女の家庭生活と職業生活・地域生活との両立支援

男女が共に社会のあらゆる活動に参画していくためには、家庭生活、仕事、地域生活等の活動にバランスをとって参画できる環境づくりが必要です。

職場においては、平成17年4月1日に改正育児・介護休業法※が施行され、育児休業の対象従業員の拡大、育児休業期間の延長等が規定され、育児・介護休業の法整備は進んでいるものの、育児・介護休業法等に関する理解の不十分な事業所があることや、就業規則に規定が明記されていても育児・介護休業・休暇を取得しにくい職場環境が依然として見られ、また、休業取得の大半が女性という状況があります。

働く男女が安心して子どもを産み育て、育児や介護などの家族の責任を果たすためには、同法の趣旨の浸透を促進し、育児・介護休業を取得しやすく職場復帰しやすい環境や、育児や家族の介護を行う男女が働き続けることができる環境の整備が必要です。

特に、男性の育児休業取得は女性に比べて著しく低いことから、男性の子育て等

への参画を積極的に進める必要があります、男性の働き方の大幅な見直しと、男性の育児休業取得を促進する必要があります。

また、子どもを安心して健やかに育てるためには、多様な保育ニーズに対応したサービスの充実に努めるとともに、子育ての孤立化や不安解消を図るための相談・支援体制の充実など、子育てを社会的に支援していく施策を推進していくことが必要です。

男性がこれまでの仕事中心の意識や生活を見直し、家事・育児・介護等へ積極的に参画できるよう支援するとともに、家庭と地域・職業生活の両立が図れるような多様な生き方が選択できる環境を整備することが必要です。

地域の個性を生かしてその土地に根づいた伝統・文化・産業などを活用して男女が共同して、地域づくりやまちづくりに取り組むことは、地域の活性化のために重要なことです。

しかし、地域おこしやまちづくりの活動の主体となっているのは女性であり、多くの男性は地域社会とのつながりは希薄となっています。

魅力ある地域やまちづくりのためには、男女が共に参画して新たな視点で地域おこしやまちづくりを進める必要があります。

そのため、地域おこしやまちづくりにおいて、男女が対等な立場で意見を出し合い、活動の方針決定過程に男女が共同して参画し、対等に活動することができるよう環境整備が求められています。

防災・災害復興においては、男女によってニーズの違いを把握した取組が必要です。特に被災時に弱い立場に立たされやすい者への配慮をいかに防災の諸施策に反映させていくかが課題となっています。

〔具体的施策〕

50. 家庭と仕事の両立支援と働き方の見直し
51. 家庭生活と地域生活における男女共同参画の促進
52. 地域おこし・まちづくり等への男女共同参画の促進
53. 防災・災害復興への取組の促進

基本方向VI 平和・国際社会への貢献及び 環境保全への取組

男女共同参画の推進は、1975年の国際婦人年以来、国際連合が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯して取り組んでいます。

日本においても、男女共同参画社会の実現に向けての国際的な取組の成果や経験を、積極的にいかすとともに、国連諸機関の諸活動への協力、開発途上国の女性支援の推進等を通じ、国際社会への貢献を目指しています。

男女共同参画を推進するに当たっては、国際的な視点を持ち、国際基準の達成を図ることが必要であり、国際的視野を持った女性リーダーの養成や、国際交流を推進していくための中核となる人材育成・確保が重要です。

人、経済、文化、情報等、あらゆるものが容易に国境を越える時代を迎え、様々な問題が自国のみでの解決が難しくなり、女性の人権に関する問題や、平和や環境問題など地球規模での問題解決が迫られています。

それらの問題に対して、県民一人一人が自らの問題として認識し、自主的に協力活動に参加できるよう、情報を提供するとともに、ボランティア、NGO※などとの連携が求められています。

目標12 平和・国際社会への貢献及び環境保全への取組

世界の現状は、民族や宗教の対立などから依然として地域紛争が絶えず、貧困、飢餓、差別、地球規模の環境破壊など生命と人間の基本的権利を脅かす多くの問題があります。

こうした中、去る太平洋戦争で過酷な地上戦の場となり、20万人余の尊い命とかけがいのない文化遺産が失われた沖縄から、平和を希求する県民の普遍的な思いと寛容の心を世界に発信することは重要です。

本県の地理的条件、歴史的背景によって培われた多様性を受け入れる県民の国際感覚と相互扶助の精神を積極的に活かし、対等なパートナーシップ※に基づいて、文化、政治、経済等の多方面における国際交流を推進し、世界各地とのネットワークを確立する必要があります。

また、国際化を進展させるため、男女共同参画の視点に立った国際交流、国際協力を促進し、特に、高校生の国際交流については、人材育成の観点から推進し、国際社会に対応した地域づくり、国際感覚を備えた人材の育成を図る必要があります。

本県はその風土と歴史によって培われたやさしくおおらかな精神、人々が共に助け合っていく相互扶助の習わし、多様性を受け入れる県民性があります。

今後は、これらの県民性を活かしつつ、国際交流・協力を通じて、異なる文化を理解・尊重することにより外国人が暮らしやすい環境の整備を図る必要があります。

地球環境問題を本質的に解決し、持続的発展が可能な社会を構築していくためには、環境問題を自分の問題として捉え、環境に配慮した行動に自主的に取り組むことが必要です。

特に、本県は島嶼県であるため、環境容量が小さく、環境負荷の増大に対して脆弱であるという特徴をあわせもっています。

環境保全のためには、環境問題が私たちの日常生活や事業活動と深く関わっていることを正しく認識し、県民一人ひとりが自らのライフスタイルを環境への負荷をより少ないものへと変えていき、循環型社会の形成に取り組んでいくことが必要です。

〔具体的施策〕

54. 国際平和創造への貢献

- 55. 男女共同参画の推進に関する国際交流
- 56. 外国人が暮らしやすい環境整備
- 57. 地球環境の保全への意識の向上と推進

第4章 事業計画

基本方向Ⅰ 男女共同参画の視点に立った意識の改革

目標1 性別による固定的な役割分担意識を是正し、男女が共に自分らしく生きるための意識改革

| 具体的施策 | 事業名等 | 事業内容 | 担当部課 |
|--|----------------------|--|---------------------------------|
| 01. 男女共同参画の視点に立った様々な固定的慣習の見直し | 沖縄県男女共同参画審議会 | 沖縄県男女共同参画審議会を開催し、男女共同参画に関する重要事項の調査審議等を行うとともに、計画の進行管理を行います。 | 文化環境部 平和・男女共同参画課 |
| | 男女共同参画週間 | 6/23～6/29「男女共同参画週間」にあわせて、男女共同参画についての理解を深めるための広報啓発を実施します。 | |
| | 男女共同参画に関する県政出前講座の実施 | 男女共同参画に関する出前講座を実施します。 | 知事公室 広報課 文化環境部 平和・男女共同参画課 |
| | 広報・啓発誌の発行 | 男女共同参画に関する広報誌「沖縄の女性と男性の広場『あい』」を発行します。 | 文化環境部 平和・男女共同参画課 |
| 02. 男女共同参画に関わる調査・研究の推進、情報収集・提供及び啓発・広報活動の推進 | 県ホームページからの情報発信 | ホームページを通じて、男女共同参画に関する情報を発信します。 | |
| | 男女共同参画年次報告書の作成・公表 | 男女共同参画の推進に関する施策についての報告書（年次報告書）を作成し、公表します。 | |
| | 男女共同参画白書の作成・公表 | 男女共同参画白書を作成し、公表します。 | |
| | 男女共同参画センターにおける情報提供事業 | 県男女共同参画センター図書情報室において、男女共同参画に関する図書・ビデオ等の収集及び提供を行います。 | |
| 03. メディアにおける男女共同参画の推進、人権尊重の取組等 | メディア関係者への働きかけ | 報道機関に対して、男女の人権を尊重した表現が行われるよう、働きかけます。 | |
| | 有害図書、有害器具等の指定 | 青少年保護育成条例に基づき、図書、器具、広告物等の有害指定を行い、社会環境の浄化にあたります。 | 福祉保健部 青少年・児童家庭課 |
| | わいせつ情報等の違法情報の取締 | インターネット等新たなメディアにおけるわいせつ情報等の違法情報の取締を行います。 | 警察本部 生活保安課 |
| 04. 県の行政機関が作成する広報・出版物等における性差別につながる表現 | ユニバーサルデザインの導入 | ユニバーサルデザインの考え方を導入し、すべての人が利用しやすく、誰もが暮らしやすい社会環境づくりを推進します。 | 企画部 企画調整課 |

| | | | |
|-----|------------------|---|---------------------|
| の推進 | 県が作成する広報・出版物への配慮 | 県の行政機関が作成する広報・出版物等が男女共同参画の視点を踏まえたものとなるよう働きかけます。 | 文化環境部 平和・男女共同参画課 |
|-----|------------------|---|---------------------|

目標2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

| 具体的施策 | 事業名等 | 事業内容 | 担当部課 |
|-----------------------------------|---|--|---------------------------------------|
| 05. ジェンダーにとらわれない男女平等を推進する教育・学習の充実 | 男女共同参画センター事業（ジェンダーを考える教室） | 地域や学校等に出向いて、ジェンダーを考える教室を開催します。 | 文化環境部 平和・男女共同参画課 |
| | 人権擁護事業 | 人権問題に対する正しい認識を深めるための講演会等を開催します。 | |
| | 人権教育の充実 | 学校の教育活動全体を通じて、生命の尊重や男女平等、男女の相互の理解・協力などの人権教育を推進します。 | 教育庁 県立学校教育課 義務教育課 |
| | おきなわ県民カレッジ事業 | 講座、講演、シンポジウム等を企画し、県民に学習機会を提供します。 | 教育庁 生涯学習振興課 |
| | 自主企画講座 | | |
| 広域学習サービス講座 | | | |
| 学校開放講座 | 高等学校及び専修学校・各種学校が有する優れた人材と施設・設備を地域社会に開放し、県民に提供します。 | | |
| 06. エンパワメントのための女性教育・学習活動の充実 | 男女共同参画センター事業（ていりるカレッジ） | 男女共同参画社会づくりを推進するために、様々な問題を幅広い分野から学んでいるカレッジを実施します。 | 文化環境部 平和・男女共同参画課 |
| | 男女共同参画センター（女性学講座） | 女性のエンパワメントのために女性学を中心とした女性学講座を実施します。 | |
| 07. 科学技術分野における女性の参画の拡大 | 女性若年層の理工系分野への選択の促進 | 女子高校生等女性若年層の理工系への関心・理解を深めるため、女性研究者のロールモデル情報等を提供します。 | 文化環境部 平和・男女共同参画課 教育庁 県立学校教育課 |
| | 未来を担う子どもたちの育成 | 子どもたちの「科学する心」を育むために、理科教育の充実や、SSH（スーパーサイエンスハイスクール）の拡充を図ります。 | 企画部 科学技術振興課 教育庁 県立学校教育課 |
| | 研究交流を先導する研究者の育成 | 大学と研究機関・企業等が連携したインターンシップの充実を図るとともに、研修プログラムの充実により研究者の育成を図ります。 | 企画部 科学技術振興課 |

| | | | |
|--|----------------------------|--|-------------------------|
| 08. 法律・制度の理解促進及び相談体制の充実、メディア・リテラシーを育成する情報教育の推進 | 金融・経済講演会 | 金融経済情報の提供と金融経済学習の支援を目的として、金融経済に関する講演会を開催します。 | 文化環境部 県民生活課 |
| | 金銭教育講演会 | くらしに身近な金融に関する消費者教育として、金融広報アドバイザーが婦人会やPTA、サークル等に出向き講演会や講習会を実施します。 | |
| | 消費者啓発事業 | 県民生活センターを中心に、暮らしに関する諸問題をテーマにした各種講座を実施し、かしこい消費者の育成を図ります。 | |
| | 沖縄県男女共同参画センター事業（法律相談・国際相談） | 女性を対象とした法的な問題に関する「法律相談」、外国人との結婚・離婚などから派生する問題に関する「国際女性相談」を実施します。 | 文化環境部 平和・男女共同参画課 |
| | 沖縄県交通事故相談 | 交通事故に関する賠償問題、示談、その他に生じる様々な問題に関する相談を実施します。 | 文化環境部 県民生活課 |
| | 景品・表示関係の相談 | 商品の景品や表示関係に関する相談を実施します。 | |
| | 消費者金融相談 | 貸金業苦情相談室を設置し、消費者金融に関する相談を実施します。 | |
| | 悪質商法110番 | 悪質商法などの生活犯罪に関する相談を実施します | |
| | 暴力団情報110番 | 暴力団からの嫌がらせ、不当な要求などの被害に関する相談を実施します。 | 警察本部 暴力団対策課 |
| | 情報教育の推進 | 学校教育において、児童・生徒がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、適切に活用する学習活動の充実を図ります。 | 教育庁 義務教育課 県立学校教育課 |

基本方向Ⅱ 男女の人権の尊重

目標3 女性に対するあらゆる暴力の根絶

| 具体的施策 | 事業名等 | 事業内容 | 担当部課 |
|---------------------------------------|-------------------------|--|---|
| 09. 女性に対する暴力への社会的認識の徹底、根絶に向けた環境づくりの促進 | 女性に対する暴力防止のための啓発活動の推進 | 「女性に対する暴力をなくす運動週間(11/12～11/25)」等の取組を実施し、女性に対する暴力防止の社会的認識を徹底させます。 | 文化環境部 平和・男女共同参画課 福祉保健部 青少年・児童家庭課 警察本部 警務課 生活安全企画課 |
| | 相談体制・対応の充実 | 女性に関する問題について、関係機関と連携して、相談に対応し、相談体制の充実強化を図ります。 | 文化環境部 平和・男女共同参画課 福祉保健部 青少年・児童家庭課 |
| | 相談・カウンセリング体制の充実 | 被害女性へのカウンセリング体制の充実を図ります。 | 警察本部 広報相談課 |
| | 犯罪被害給付制度の県民への周知徹底 | 犯罪被害給付制度の県民への周知徹底を図るため広報を強化します。 | 警察本部 広報相談課 |
| | 犯罪被害者民間援助団体との連携 | 民間団体との連携による支援を図ります。 | 文化環境部 県民生活課 警察本部 広報相談課 |
| | 犯罪被害者等支援総合窓口 | 犯罪被害者等に関する総合的な相談に応じ、適切な支援策の情報提供・助言及び関係機関等の紹介を行います。 | 文化環境部 県民生活課 |
| | 沖縄県犯罪被害者支援連絡協議会会員間の連携 | 沖縄県犯罪被害者支援連絡協議会を開催し、協議会会員間の連携強化に努めます。 | 警察本部 広報相談課 |
| | 沖縄県相談業務関係機関・団体ネットワークの連携 | 沖縄県相談業務関係機関・団体ネットワーク会議を開催し、ネットワーク会員間の連携強化に努めます。 | |
| | 沖縄県防犯モデル共同住宅登録制度 | ちゅうらうちな一安全条例に基づいて、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を満たしていると認められている共同住宅を「沖縄県防犯モデル共同住宅」として登録し、共同住宅における防犯環境を整備します。 | 文化環境部 県民生活課 警察本部 安全なまちづくり推進課 |
| | 沖縄県防犯モデル駐車場登録制度 | ちゅうらうちな一安全条例に基づいて、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を満たしていると認められる駐車場を「沖縄県防犯モデル駐車場」として登録し、駐車場における防犯環境を整備します。 | |
| 市町村への街灯・防犯 | 市町村に対して、防犯カメラの設 | | |

| | | | |
|--------------------------------|---------------------------|---|--------------------------|
| | カメラの設置促進 | 置や青色防犯灯の設置を促進します。 | |
| 10. 配偶者等からの暴力(DV)を防止するための取組の推進 | DV対策事業 | 地域におけるDV問題についての講演会、女性に対する暴力をなくす運動講演会・シンポジウム、高校生を対象とした啓発講座、DV防止・被害者支援リーフレット作成・配布を行います。 | 文化環境部 平和・男女共同 参画課 |
| | 婦人保護に関する講演会 | 婦人保護（売買春の防止、配偶者等からの暴力の防止等）に関する講演会（一般向け）を実施します。 | 福祉保健部 青少年・児童家 庭課 |
| | 講演会への職員派遣等 | 県や市町村等からの要請に応じて講演会等への職員派遣やリーフレット等の作成・配布を行います。 | 警察本部 生活安全企画課 |
| 11. 配偶者等からの暴力(DV)の被害者の保護及び自立支援 | 沖縄女性相談所（配偶者暴力相談支援センター）の広報 | 沖縄県女性相談所（配偶者暴力相談支援センター）の広報のためのリーフレット等を作成・配布します。 | 福祉保健部 青少年・児童家 庭課 |
| | 医療関係者向けの資料の作成 | 医療関係者が配偶者等からの暴力の被害者の発見、通報において積極的な役割を果たすことができるよう、医療関係者向けの資料を作成します。 | |
| | 相談体制・対応の充実 | 沖縄県女性相談所（配偶者暴力相談センター）の相談体制を充実強化するとともに婦人相談員の設置、被害者からの相談窓口の設置を市町村に働きかけます。 | |
| | 警察における相談・適切な対処の推進 | 各警察署及び交番・駐在所における配偶者等からの暴力の被害者からの相談への対応、被害者に対する自衛・対応策の教示や加害者の検挙措置など被害発生を防止するため必要な措置を行います。 | 警察本部 広報相談課 生活安全企画課 |
| | 一時保護体制・対応の充実 | 配偶者等からの暴力の被害者及びその同伴する家族の一時保護委託先としての民間施設の開設に向けた働きかけを行います。 また、一時保護については、被害者や同伴者児童等の実情を踏まえ、居室の個室化や保育室、学習室の確保等施設機能の充実強化に努めます。 | 福祉保健部 青少年・児童家 庭課 |
| | 一時保護所退所後の施設における保護 | 配偶者等からの暴力の被害者が一時保護所退所後、引き続き施設における支援を必要とする被害者については、施設（婦人保護施設、母子生活支援施設）における入所保護を実施します。 また、母子生活支援施設などの社会福祉施設への入所が適当である場合、又は被害者の実情により同 | |

| | | | |
|----------------------------------|--|--|--------------------------|
| | | 伴児童を分離して保護する必要がある場合に備えて福祉相談所、児童相談所との連携を図ります。 | |
| | 県営住宅の目的外使用の検討 | 配偶者等からの暴力の被害者の自立支援の観点から、県営住宅を被害者の一時的な仮住宅として目的外使用することについて、適切な対応をするため関係機関と調整します。 | 土木建築部 住宅課 |
| | 生活保護制度や民間の賃貸住宅に関する情報の提供 | 沖縄県女性相談所（配偶者暴力相談支援センター）において、生活保護制度や民間の賃貸住宅等に関する情報を収集し、配偶者等からの暴力の被害者に提供します。 | 福祉保健部 青少年・児童家庭課 |
| | 生活保護制度の適用、児童扶養手当制度についての情報提供及び福祉事務所との連携 | 沖縄県女性相談所（配偶者暴力相談支援センター）においては、配偶者等からの暴力の被害者の実情に応じて、生活保護制度の適用についての情報提供及び福祉事務所との連携に努めます。 また、児童を同伴する被害者に対しては、児童扶養手当制度についての情報を提供します。 | |
| | ハローワーク、各種訓練関係施設等についての情報提供 | 配偶者等からの暴力の被害者の自立支援を行う機関においては、被害者の職業相談、職業紹介、職業訓練に関してハローワーク（公共職業安定所）、各種訓練関連施設等についての情報提供を行います。 | |
| 12. 配偶者等からの暴力(DV)を防止するための推進体制の強化 | 配偶者等からの暴力防止に関する連絡会議開催 | 配偶者等からの暴力への対策、被害者の保護及び支援等に当たる各機関の連絡強化、ネットワークの確立を図ることを目的として関係機関連絡会議を開催します。 | 文化環境部 平和・男女共同参画課 |
| | 職務関係者の資質向上（支援者向けの研修会の実施） | 婦人相談員、市町村担当者、その他職務関係者に対して配偶者等からの暴力の特性を理解するための研修やカウンセリング研修、不適切な対応による二次被害の防止のための研修等を体系的に実施します。 | 福祉保健部 青少年・児童家庭課 |
| | 沖縄県男女共同参画センター（センター事業） | 沖縄県男女共同参画センターにおいて啓発・学習事業、相談事業等の各種講座を実施することにより、配偶者等からの暴力を防止するための推進体制を強化します。 | 文化環境部 平和・男女共同参画課 |
| 13. ストーカー行為等への対策の推進 | ストーカー行為等に対する厳正な対処 | ストーカー規制法に基づき、ストーカー規制法に抵触する行為に対して、警告、禁止命令などの行政措置や検挙措置を徹底します。 | 警察本部 生活安全企画課 |
| | ストーカー行為等に関する相談 | ストーカー等の被害に関する相談を実施します。 | 警察本部 広報相談課 生活安全企画課 |

| | | | |
|----------------|---------------------------|---|-------------------------------------|
| | ストーカー行為の相談及び実務担当者の研修 | ストーカー行為の相談や実務を担当する職員に対して研修を実施します。 | 警察本部 生活安全企画課 |
| | 市町村等への講師派遣 | 県・市町村等からの要請に応じてストーカー規制法に関する講演等に職員を派遣します。 | |
| | ストーカー行為等の広報・啓発 | どのような行為がストーカー行為に当たるのか、警察がどのような対応ができるのか等の広報啓発を推進します。 | |
| 14. 性犯罪への対策の推進 | 性犯罪への厳正な対処 | 性犯罪に対し、あらゆる方策を駆使して検挙に努め、また再発防止に万全を期します。 | 警察本部 捜査第一課 |
| | 初診料・診断書料等の公費負担 | 性犯罪被害者に対して初診料等の公費負担を行い、被害者等の経済的負担の軽減に努めます。 | |
| | 女性警察官による事情聴取及び病院等への付添 | 性犯罪の特質や被害者の感情等に配慮し、事情聴取や病院等への付添を女性警察官が行います。 | |
| | 性犯罪指定捜査員の指定 | 女性警察官を性犯罪指定捜査員に指定し、被害者等の感情に配慮した事情聴取を行うなど適切な運用を図ります。 | |
| | 啓発活動の推進 | 性犯罪防止のために、リーフレット・チラシ等を作成し啓発活動に務めます。 | |
| | 強姦救援センター沖縄事業（REICO）に対する支援 | 性犯罪被害者の救援センター沖縄事業に対して補助を行い、その活動を支援します。 | 文化環境部 平和・男女共同 参画課 |
| 15. 売買春への対策の推進 | 売買春の取締の強化 | 女性が売買春の被害者とならないよう、売買春の根絶に向け、売春防止法等の関係規定を厳正かつ適切に運用し、売買春の取締の強化を図ります。 | 警察本部 生活保安課 |
| | 児童生徒に関する対策 | 児童買春・児童ポルノ法や青少年保護育成条例に基づき、児童買春を積極的に取り締まります。また、出会い系サイトを利用して児童を性交等の相手方となるように誘因する行為等の厳正な取締を行います。 | 警察本部 少年課 |
| 16. 人身取引の対策の推進 | 人身取引の対策 | 人身取引の防止及び撲滅と被害者の保護のため、人身取引への厳正な取締を行います。 | 警察本部 生活保安課 |
| | 沖縄県人身取引対策連絡会議 | 人身取引の防止・撲滅及び被害者保護の取組むのために、人身取引対策連絡会議を開催します。 | 福祉保健部 青少年児童・家庭課 警察本部 生活保安課 |

| | | | |
|--------------------------|-------------------------------|--|---|
| 17. セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 | 所属職員等に関するセクシュアル・ハラスメント防止規程の周知 | セクシュアル・ハラスメントの防止規程の周知徹底を図り、セクシュアル・ハラスメントの防止対策を推進します。 | 総務部 人事課 教育庁 総務課 県立学校教育課 公安委員会 警務課 |
| | セクシュアル・ハラスメントの相談員の設置 | セクシュアル・ハラスメントに関する苦情の申し出及び相談に対応する相談員を設置します。 | 総務部 人事課 教育庁 総務課 県立学校教育課 公安委員会 警務課 |
| | セクシュアル・ハラスメントに関する研修の実施 | 管理者研修において「セクシュアル・ハラスメント」に関する講座を実施します。 | 総務部 自治研修所 |
| | | 各所属の幹部職員及び指導的地位にある中高年層に「セクシュアル・ハラスメント」に関する講座を実施します。 | 公安委員会 警務課 |

目標4 生涯を通じた男女の健康支援

| 具体的施策 | 事業名等 | 事業内容 | 担当部課 |
|--|------------------|---|----------------|
| 18. 生涯を通じた健康の管理・保持増進 | 健康おきなわ2010の推進 | 県民の健康づくりの指針として、県民の早世の予防、健康寿命の延伸、生活の質の向上を目的に推進してきた「健康おきなわ2010」を長寿世界一復活に向けたアクションプランとして改定し、内容を充実強化することで、県民一体の健康づくり運動の一層の展開を図ります。 | 福祉保健部 健康増進課 |
| | 健康教育の推進 | 学校教育を通じて、児童生徒が健康に対する大切さを認識することができ、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育てるよう健康教育の推進を図ります。 | 教育庁 保健体育課 |
| 19. 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の確立 | 地区別性教育・エイズ教育研修会 | 保健担当教員等を対象に性教育研修を実施します。 | 教育庁 保健体育課 |
| | 学校における適切な性教育の推進 | 学校教育において、性に関する正しい理解を深めるために、学習指導要領に沿って、児童・生徒の発達段階を踏まえた適切な性教育を実施します。 | |
| 20. 妊娠・出産等に関する健康支援 | 健やか親子おきなわ2010の推進 | 県民のすべての親子が健やかでたくましく成長する環境づくりを実現するために「健やか親子2010」を推進します。 | 福祉保健部 健康増進課 |
| | 不妊専門相談センター | 不妊治療を望む者に対して適切な保健サービスが提供できるようにするため、不妊専門相談センターを設置し、助産師による電話相談、 | |

| | | | |
|--------------------------|--------------------|---|------------------|
| | | 医師による面接相談を実施します。 | |
| | 特定不妊治療費助成事業 | 不妊に悩む夫婦に対して、医療保険の適用外である体外受精及び顕微授精の治療に要する経費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。 | |
| | 周産期医療の充実 | 周産期（妊娠22週以降から生後1週間）医療の充実を図るために、周産期医療体制の整備を図ります。 | |
| | 妊婦HIV母子感染防止事業 | 妊婦一般健康診査において希望者に対してHIVの抗体検査を実施し、陽性妊婦に対する早期指導・治療、新生児への感染防止を図り、母子の健康管理の向上を図ります。 | |
| 21. 健康をおびやかす問題についての対策の推進 | H I V / エイズ、性感染症対策 | H I V / エイズ、性感染症に対する正しい理解に基づいて行動がとれるよう啓発活動を行うとともに保健所においてH I V 検査・性感染症の検査を実施します。 | |
| | 高校生エイズフォーラム | H I V 感染や性に関する正しい知識と行動、自他の人権を尊重する態度を育成するために、「高校生エイズフォーラム」を実施します。 | 教育庁 保健体育課 |
| | 薬物乱用対策の推進 | 麻薬・覚醒剤乱用防止運動等の広報啓発を図り、薬物乱用による危害を県民に広く周知させ、麻薬・覚醒剤等の根絶を図ります。 | 福祉保健部 薬務衛生課 |
| | 飲酒対策の推進 | 飲酒が心身に与える影響についての正確な情報の提供を行います。 | 福祉保健部 健康増進課 |
| | 沖縄県禁煙・分煙施設認定制度 | 沖縄県禁煙・分煙施設認定制度実施要綱に基づき、禁煙・分煙に取り組む施設の管理者の申請を受け、禁煙・分煙施設の認定を行います。 | |
| | 沖縄県自殺対策連絡協議会の設置 | 自殺者の減少を目標に自殺対策を推進するため、沖縄県自殺対策連絡協議会を設置し、自殺対策についての意見を把握します。 | 福祉保健部 障害保健福祉課 |
| | こころの電話相談 | 総合精神保健福祉センターにおいて、こころの電話相談を実施します。 | |

基本方向Ⅲ 男女共同参画を進めるために必要な社会制度等の確立

目標5 男女共同参画のための自立支援

| 具体的施策 | 事業名等 | 事業内容 | 担当課 |
|---------------------------------|--------------------------|---|---------------------|
| 22. 男性の家庭生活面の自立促進 | 男女共同参画センター事業（男のライフセミナー） | 男性にとっての男女共同参画社会の形成の意義と責任や重要性についての広報啓発のための講座を実施します。 | 文化環境部 平和・男女共同参画課 |
| 23. ひとり親家庭等を含めた女性の経済面の自立支援 | 児童扶養手当支給事業 | 父と生計を一にしない児童の母や児童にかわって養育する者に対して児童の福祉増進を図るための児童扶養手当を支給します。 | 福祉保健部 青少年・児童家庭課 |
| | 就業支援講習会の実施 | 母子家庭の母が就職に有利な資格や技能を習得するための講習会を実施します。 | |
| | 就業相談の実施 | 母子家庭の母の就職・再就職に伴う悩みなどについて就業相談員によるアドバイスを行います。 | |
| | 日常生活支援事業 | 母子・父子家庭等が一時的に家事・育児支援を必要とする場合に家庭生活支援員の派遣を行います。 | |
| | 特別相談事業 | 母子・父子家庭等における法律問題や生活上の諸問題について、専門家（弁護士）によるアドバイスを行います。 | |
| | 公営住宅への優先入居 | 母子家庭・父子家庭に対して、公営住宅の入居に際して、抽選倍率の緩和を行います。 | 土木建築部 住宅課 |
| 24. 男女共同参画を推進するための自己啓発等精神面の自立支援 | 男女共同参画センター事業（アサーティブネス講座） | 自分と相手の気持ちを尊重したコミュニケーションの方法を学ぶ講座を実施します。 | 文化環境部 平和・男女共同参画課 |

目標6 男女共同参画の視点に立った少子・高齢社会等への対応

| 具体的施策 | 事業名等 | 事業内容 | 担当部課 |
|----------------|------------|--|--------------------|
| 25. 子育て支援対策の充実 | 乳幼児医療費助成事業 | 次代を担う子どもたちが、乳幼児期の目覚ましい大切な時期に安心して必要な医療が受けられるよう、市町村乳幼児医療費助成事業の補助を行い、子育て支援の環境づくりを推進します。 | 福祉保健部 健康増進課 |
| | 児童健全育成事業 | 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に修学している概ね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に、児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供 | 福祉保健部 青少年・児童家庭課 |

| | | |
|-------------------|--|----------------|
| | し児童の健全育成を図ります。 | |
| 特別保育事業等の実施 | 多様な保育サービス需要に対応して、一時保育・特定保育、休日保育、夜間保育などの保育サービスの充実を図ります。 | |
| 地域子育て支援センター事業 | 保育所において、地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援などを実施します。 | |
| 認可化移行促進事業 | 市町村が地域の保育資源として認可に移行するべきと認定した認可外保育施設に対して、認可化移行計画に基づき必要な支援・指導を行う。また、認可移行環境改善として認可移行のために必要な改修等を行います。 | |
| 待機児童解消対策 | 市町村との連携を図り、保育所の創設を推進し、待機児童の解消に努めます。 | |
| 児童館の整備、児童クラブの設置促進 | 児童厚生施設と市町村が設置する放課後児童健全事業実施施設（いわゆる学童クラブ、放課後児童クラブ）に対して補助を行い、児童館の整備、児童クラブの設置促進を図ります。 | |
| 新すこやか保育事業 | 認可外保育施設に入所している児童の福利の向上を図るために、乳幼児の健康診断費、1歳以上6歳未満児の牛乳代、調理員検便費、職員健康診断費を助成します。 | |
| 公営住宅建替事業（100戸以上） | 公営住宅の建替時に保育所用地を確保し、保育所等を開設する場合には建設用地を提供します。 | 土木建築部 住宅課 |
| 家庭教育支援会議の設置促進 | 家庭教育を充実するため、家庭教育に困っている保護者へ積極的支援を行う体制として「家庭教育支援会議」等の設置促進を図ります。 | 教育庁 生涯学習振興課 |
| 巡回相談・子育てゼミ | 子育てに関する相談や学習機会の少ない離島において、乳幼児・児童生徒を持つ保護者へ講話や相談指導を行い、離島における家庭教育の充実を図ります。 | |
| 「子育てダイヤル・子ども相談」 | 家庭教育に関する悩みや不安を抱く親等や友人関係等で悩む子どもへの支援を目的とした電話相談を行います。 | |
| 児童虐待に関する相談 | 子ども虐待ホットラインにより夜 | 福祉保健部 |

| | | | |
|-----------------------|------------------------|--|-------------------|
| | 事業 | 間・休日を含めた児童虐待への対応、児童虐待通報の円滑かつ確実な受理、相談体制の整備を行います。 | 青少年・児童家庭課 |
| 26. 介護体制等の構築 | 介護保険の適切な運営の支援 | 市町村が実施する介護保険事業の円滑な実施が図られるよう支援を行うとともに、県と市町村が密接に連携を図ることによりより適切にサービスが提供される体制づくりに取り組みます。 | 福祉保健部 高齢者福祉介護課 |
| | 地域包括支援センターの設置・運営の支援 | 市町村において設置される地域包括支援センターでの包括的支援事業の適切な運営がなされるよう支援を行います。 | |
| | 沖縄県介護実習・普及センターの運営 | 家族等が高齢者の適切な介護が行えるよう支援を行います。 | |
| | 高齢者訪問支援活動推進事業 | 在宅の高齢者に対して話し相手や日常生活の援助等の訪問活動を実施しているボランティアのリーダーの養成を行います。 | |
| | 介護サービス情報の公開 | 介護サービス事業者に、利用者が介護サービスを選択するために必要な情報の公開を義務づける「介護サービス情報の公開」を適切に実施します。 | |
| 27. 高齢者の雇用・社会参画に対する支援 | シルバー人材センターの実施事業の促進 | シルバー人材センターの実施する会員（概ね60歳以上）への仕事の提供や技能講習、高齢者の就業機会の開発等の事業の促進を行います。 | 観光商工部 雇用労政課 |
| | 高齢者による起業・コミュニティビジネスの支援 | 高齢者の起業やコミュニティビジネスの立ち上げを支援するための各種助成制度の情報提供を行います。 | |
| | シニア能力活用促進事業 | 高齢者の能力活用のため、研修会の開催、地域実態調査、高齢者グループの結成などの自発的活動の支援などを行います | 農林水産部 営農支援課 |
| | 広報啓発事業 | 高齢者が健康で生きがいをもって社会へ参画できるよう、必要な情報を提供するために「啓発冊子」や「かりゆしライフ」などを発行します。また、世代間の連帯と交流の輪を広げるため「かりゆし県民フェスティバル」を実施します。 | 福祉保健部 高齢者福祉介護課 |
| | ねんりんピック選手等派遣事業 | 各種健康福祉祭（ねんりんピック）のスポーツ交流大会、ふれあいスポーツ交流大会、文化交流大会への選手等の派遣等を行います。 | |

| | | | |
|--------------------------|---------------------|---|-------------------|
| | かりゆし長寿大学校の運営 | 高齢者を対象とした講習・講座を開催し、高齢指導者を育成します。 | |
| | 講師派遣事業 | 離島市町村等において企画された生きがづくり・健康づくり関係の研修会へ講師を派遣します。 | |
| 28. 高齢者等の生活支援のための社会基盤の整備 | 公営住宅における高齢者の入居の優遇措置 | 高齢者については、県営住宅に単身世帯でも入居可能とし、入居収入基準について緩和します。 | 土木建築部 住宅課 |
| | 高齢者向け優良賃貸住宅の供給促進 | 高齢者が安全に安心して居住できるようバリアフリー化され、緊急時対応サービスの利用が可能な「高齢者向け優良賃貸住宅」の家賃の一部を補助することにより供給の促進を図ります。 | |
| | 高齢者円滑入居賃貸住宅の登録制度 | 「高齢者円滑入居賃貸住宅」の登録の促進を図り、高齢者の入居を拒まない賃貸住宅の確保に努めます。 | |
| | 老人福祉施設の整備 | 特別養護老人ホームの改築の費用を助成することにより、施設生活環境の改善を図るとともに、住み慣れた地域で安心して住み続けることができるよう市町村を主体とした地域密着型の施設整備を支援していきます。 | 福祉保健部 高齢者福祉介護課 |
| | 持ち家のバリアフリー化の促進 | 高齢者の居住する住宅のバリアフリー化を促進するため、住宅改修の手引きとなる指針を作成するとともに、バリアフリーリフォームの際に適切なアドバイスを行える仕組みづくりについて取組みを進めます。 | 土木建築部 住宅課 |
| 29. 障害者の自立支援と社会参画促進 | 障害者社会参加総合推進事業 | 障害者が社会の構成員として、地域の中で生活を送れるように障害者のコミュニケーション確保の為の事業・レクリエーション教室等を実施し、障害者の社会参画を促進します。 | 福祉保健部 障害保健福祉課 |
| | 市町村障害者社会参加促進事業 | 市町村が実施する障害者の需要に応じた事業について、補助を行い、障害者の自立と社会参画の促進を行います。 | |
| | 障害者等生活支援事業 | 生活支援センターを設置し、配置された相談員が、地域で就労して生活している障害者等の家庭や職場への訪問、電話等での相談などの支援を実施します。 | |
| | 障害児等療育支援事業 | 在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児の地域における生活を支えるため、訪問による療育や外来による療育相談・指導、施設職員に対する療育技術 | |

| | | |
|--------------------|---|----------------|
| | などの指導及び療育機関に対する支援を行います。 | |
| 障害者短期入所事業 | 障害者等の保護者の疾病その他の理由により、障害者が一時的に保護又は指導を必要とする場合に施設等で保護する事業に対して補助を行います。 | |
| ガイドヘルパー養成研修事業者の指定 | 事業者が行う「外出時の移動の介護等に必要な知識と技能を有するガイドヘルパー養成研修」について要件を満たす場合に事業者に対して「ガイドヘルパー養成研修事業指定」を行います。 | |
| 公営住宅への入居資格緩和及び優先入居 | 障害のある者に対して入居資格の条件緩和を行うとともに、障害者が含まれる世帯について入居収入要件を緩和します。 | 土木建築部 住宅課 |
| 新設障害者就業・生活センターへの補助 | 北・中・南部地区の障害者就業・生活センターの連携を強化し、障害者に対する支援を実施します。 | 観光商工部 雇用労政課 |
| 障害者への職業訓練の実施 | 能力開発校等で障害者を対象とした職業訓練を実施し、障害者の雇用推進に取り組みます。 | |
| 職場適応訓練 | 障害者が「作業環境に適応することを容易にさせる」ための職業訓練を実施します。 | |

基本方向Ⅳ 政策・方針決定過程への男女共同参画及び女性の社会参画

目標7 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

| 具体的施策 | 事業名等 | 事業内容 | 担当部課 |
|-------------------------|----------------------------|---|---------------------------------|
| 30. 政策・方針決定過程への女性の参画の推進 | 各種審議会への女性の登用推進 | 女性の登用を推進するために女性委員の登用率が30%未満の附属機関・会合及び新たに附属機関・会合を設置する際に事前調整を行い、女性の登用に関する意見を付します。 | 文化環境部 平和・男女共同参画課 |
| | 女性人材リストの整備事業 | 女性人材リストを整備し、個人情報に配慮して情報提供を行い、女性登用の機会を拡大します。 | |
| | 男女共同参画推進状況調査 | 男女共同参画に関する施策の推進状況を調査し、審議会等における女性の登用状況を把握します。 | |
| 31. 市町村における取組の支援、協力要請 | 市町村に対する助言・支援 | 市町村の主体的な男女共同参画の取組みが進むように適切な助言・支援を行う。 | |
| | 男女共同参画行政主管課長会議の実施 | 市町村の男女共同参画行政を担当する主管課長会議を実施し、男女共同参画に関する情報の提供と市町村間の交流の場を設けます。 | |
| | 男女共同参画行政担当者研修会の実施 | 市町村の男女共同参画行政の担当職員の資質を向上するために研修会を実施します。 | |
| | 市町村の男女共同参画推進状況の把握・公表 | 市町村における男女共同参画推進状況を調査し、その結果を情報提供します。 | |
| 32. 行政関係者、各種団体等の意識の改革 | 男女共同参画に関する県政出前講座の実施（再掲） | 男女共同参画に関する出前講座を実施します。（再掲） | 知事公室 広報課 文化環境部 平和・男女共同参画課 |
| | 男女共同参画センター事業（講師派遣事業） | 男女共同参画社会の形成に資するために、講座や研修会への講師の派遣や講座等の企画・コーディネートを行います。 | 文化環境部 平和・男女共同参画課 |
| | 男女共同参画センター事業（地域リーダー養成講座） | 地域で活動するリーダーの養成と資質向上を図るための講座を実施します。 | |
| 33. 調査の実施及び情報・資料の収集、提供 | 男女共同参画推進状況調査（再掲） | 男女共同参画に関する施策の推進状況を調査し、審議会等における女性の登用状況を把握します。（再掲） | |
| | 県及び市町村における男女共同参画推進状況の調査・公表 | 県内の男女共同参画の推進状況を調査し、その結果を公表します。 | |

目標8 女性の社会参画の促進

| 具体的施策 | 事業名等 | 事業内容 | 担当課 |
|---------------------------|-------------------------------|---|---------------------------------|
| 34. 企業、団体、地域等における女性の参画の促進 | 企業、団体、地域に対しての女性参画促進の要請 | 企業、団体、地域等に対して女性の参画促進を働きかけます。 | 文化環境部 平和・男女共同参画課 |
| | 男女共同参画に関する県政出前講座の実施 | 男女共同参画に関する出前講座を実施します。 (再掲) | 知事公室 広報課 文化環境部 平和・男女共同参画課 |
| | 男女共同参画センター事業（講師派遣事業） (再掲) | 男女共同参画社会の形成に資するために、講座や研修会への講師の派遣や講座等の企画・コーディネートを行います。(再掲) | 文化環境部 平和・男女共同参画課 |
| | 男女共同参画センター事業（地域リーダー養成講座）(再掲) | 地域で活動するリーダーの養成と資質の向上を図るための講座を実施します。(再掲) | |
| 35. 女性の人材育成、女性団体との連携強化 | (財) おきなわ女性財団に対する支援 | 県における男女共同参画社会の実現を目的に設立された(財) おきなわ女性財団に対して支援を行います。 | |
| | 女性団体等に対する助言と支援 | 男女共同参画社会の実現のために女性団体等に対しての助言及び支援を行います。 | |
| | 男女共同参画センター事業（講師派遣事業） (再掲) | 男女共同参画社会の形成に資するために、講座や研修会への講師の派遣や講座等の企画・コーディネートを行います。(再掲) | |
| | 男女共同参画センター事業（地域リーダー養成講座）(再掲) | 地域で活動するリーダーの養成と資質の向上を図るための講座を実施します。(再掲) | |
| | 中央婦人教育指導者研修会 | 地域を活性化させる活動のあり方等について、参加型の研修等を実施し、男女共同参画の視点から学習活動を指導・助言できる指導者の養成を図ります。 | 教育庁 生涯学習振興課 |
| 36. 男女共同参画の活動拠点施設等の充実・強化 | 沖縄県男女共同参画センター 指定管理料 | 沖縄県男女共同参画センターの指定管理者に対して、指定管理料を支払います。指定管理者によるセンター管理を行うことで、センターの利便性の向上を図ります。 | 文化環境部 平和・男女共同参画課 |
| | 沖縄県男女共同参画センター（センター事業） (再掲) | 沖縄県男女共同参画センターにおいて、啓発・学習事業、相談事業等の各種事業を実施することにより、センターを男女共同参画の活動拠点として充実・強化します。 | |

基本方向V 家庭・地域・職場において男女が多様な生き方を選択できる社会の実現

目標9 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

| 具体的施策 | 事業名等 | 事業内容 | 担当部課 |
|--------------------------------|------------------------------|---|---------------------|
| 37. 男女雇用機会均等の促進 | 男女雇用機会均等法の普及・啓発 | 男女雇用均等月間パネル展や男女雇用均等月間セミナーを実施し男女雇用機会均等法の普及・啓発を行います。 | 観光商工部 雇用労政課 |
| | 労働広報誌「労働おきなわ」の発行 | 労働分野における情報の提供として「労働おきなわ」を発行します。 | |
| 38. 雇用の平等を実現するポジティブ・アクションの促進 | 職場におけるポジティブアクション（積極的改善措置）の促進 | 職場におけるポジティブ・アクションについて、事業者に対しての普及・啓発を行います。 | |
| 39. セクシュアルハラスメントに関する雇用管理の改善の促進 | 職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止について | 職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止について、事業者に対して普及・啓発を行います。 | |
| 40. 女性の職業能力開発と職業能力向上の支援 | 浦添・具志川職業訓練学校 | 職業に必要な基礎的な知識・技能・技術を習得させ、能力の開発と向上を図り、訓練終了後の就職と就業後の職業の安定と地位の向上及び地域社会の発展に寄与する人材を育成します。 | |
| 41. 再就職を含む女性の就業機会の拡充強化 | 女性就業援助センター事業 | 就職、再就職を希望する女性に対して就業に関する相談及び就業に必要な技術講習を行う他、内職に関する相談を実施します。 | 観光商工部 商工振興課 |
| | 後継者育成事業 | 伝統工芸従事者の確保及び育成を図ることを目的に各産地において実施している後継者育成事業に対して助成を行います。 | |
| 42. 起業家をめざす女性への支援 | 県単融資事業（創業者支援資金） | 独立・開業を行う者又は開業後1年未満の事業者に対して融資による創業者の支援を行います。 | 観光商工部 経営金融課 |
| | 中小企業新事業総合支援事業 | 経営革新を図る中小企業等や創業を目指す者に対して、沖縄県中小企業支援センターを中心として、窓口相談、専門家派遣等の支援を行います。 | 観光商工部 新産業振興課 |
| 43. チャレンジ支援のための情報提供の充実 | チャレンジ支援のための情報提供の充実 | 様々な分野における女性のチャレンジを支援するための情報提供を行います。 | 文化環境部 平和・男女共同参画課 |
| | 女性就業援助センター事業（再掲） | 就職、再就職を希望する女性に対して就業に関する相談及び就業に必要な技術講習を行う他、内職に関する相談を実施します。（再掲） | 観光商工部 雇用労政課 |

| | | | |
|-----------------------|---------------------|---|-----------------|
| | 中小企業新事業総合支援事業（再掲） | 経営革新を図る中小企業等や創業を目指す者に対して、沖縄県中小企業支援センターを中心として、窓口相談、専門家派遣等の支援を行います。（再掲） | 観光商工部 新産業振興課 |
| 44. 多様な就業形態を可能とする条件整備 | 多様な働き方を考える講演会 | 多様な就業形態を可能にする条件整備の一環として講演会を実施します。 | 観光商工部 雇用労政課 |
| 45. 母性健康管理対策の推進 | 男女雇用機会均等法の普及・啓発（再掲） | 男女雇用均等月間パネル展や男女雇用均等月間セミナーを実施し男女雇用機会均等法の普及・啓発を行います。（再掲） | 福祉保健部 健康増進課 |
| | 健やか親子2010の推進（再掲） | 県民のすべての親子が健やかでたくましく成長する環境づくりを実現するために「健やか親子2010」を推進します。（再掲） | |

目標10 農林水産業及び商工業等自営業における男女共同参画の確立

| 具体的施策 | 事業名等 | 事業内容 | 担当課 |
|---------------------------------|------------------|--|---------------------------------------|
| 46. 方針決定過程への女性の参画の促進 | 農村女性活動支援事業 | 農山漁村における男女共同参画を推進するための目標値を設定し、その目標の達成を図ります。 | 農林水産部 営農支援課 |
| | 商工業等女性団体への助言及び支援 | 商工業等女性団体への助言や支援を行います。 | 文化環境部 平和・男女共同参画課 観光商工部 経営金融課 |
| 47. 女性の労働に対する適正評価と経営への主体的な参画の促進 | 農村女性活動支援事業（再掲） | 男女がともに活躍できる農業・農村のための啓発活動や研修を通して家族経営協定の推進を図ります。 | 農林水産部 営農支援課 |
| 48. 女性の能力が発揮できる条件整備 | 農村女性活動支援事業（再掲） | 各種講座の実施、ポジティブアクションセミナーを開催し、女性の能力が発揮できる条件整備を行います。 | |
| 49. 地域間・異業種間交流等における男女共同参画の促進 | グリーンツーリズム総合支援事業 | 都市と農村における地域間交流を促進するための情報提供・活動支援を行います。 | 農林水産部 村づくり課 |

目標11 男女の家庭生活と職業生活・地域生活との両立支援

| 具体的施策 | 事業名等 | 事業内容 | 担当部課 |
|----------------------------|---------------------|--|-----------------|
| 50. 家庭と仕事の両立支援と働き方の見直し | ファミリーサポートセンター設置促進事業 | 育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となって地域で相互援助活動を行う組織であるファミリーサポートセンターを設置する市町村に対して補助を行い、設置促進を図ります。 | 観光商工部 雇用労政課 |
| | 育児・介護休業者生活資金貸付 | 育児休業又は介護休業中の労働者に対し、生活資金を貸し付けることにより、労働者の生活の安定及び福祉の増進と、育児休業制度の普及定着を図ります。 | |
| | 勤労女性福祉対策事業 | 「仕事と家庭を考える月間講演会」を実施し、仕事と家庭の両立についての社会全般の意識を深めます。 | |
| 51. 家庭生活と地域生活における男女共同参画の促進 | 市民活動推進事業 | NPO法人の設立認証、相談、監督を行うとともに、県民の社会参加の促進及びNPO活動の支援を行います。 | 文化環境部 県民生活課 |
| | ヘルスサポート育成事業 | 地域ボランティア組織の育成と、健康づくり組織活動の充実強化を図ります。 | 福祉保健部 健康増進課 |
| | ボランティア振興事業 | 市町村ボランティアセンターへの支援を行うほか、各種事業の実施を通じてボランティア活動に参加しやすくするための体制づくり等を行います。 | 福祉保健部 福祉・援護課 |
| | 地域福祉ネットワーク事業 | 地域におけるボランティア活動などの住民の福祉活動への支援や、地域のネットワーク形成など、多様な福祉ニーズに対する支援を行う住民参加による地域づくりを支援します。 | |
| | 家庭教育支援総合推進事業 | 地域における家庭教育支援を総合的に推進するため、子育てサポートの資質向上を図るリーダー養成等や親等が参加する様々な機会を活用した家庭教育に関する学習機会の提供、父親の家庭教育への参加促進を目的とした事業を実施します。 | 教育庁 生涯学習振興課 |
| 52. 地域おこ | 沖縄県地域づくりネッ | 県内で活動している地域づくり団 | 企画部 |

| | | | |
|---------------------|---------------|---|-----------------|
| し・まちづくり等への男女共同参画の促進 | トワーク | 体の相互交流及び情報交換を促進するため、地域づくりアドバイザーの派遣、地域づくりコーディネーターによる活動支援等を行います。 | 地域・離島課 |
| | 沖縄体験滞在交流促進事業 | 沖縄の恵まれた自然環境、独特の伝統文化等の地域資源を有効に活用し、地域外の住民が滞在しながら、これらの自然や文化等を体験し、住民との交流を図ることができる環境を整備し、沖縄の特性を活かした滞在型・参加型観光を促進し地域の活性化を図ります。 | |
| 53. 防災・災害復興への取組の促進 | 防災・災害復興における取組 | 男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制の確立に努めます。 | 知事公室 防災危機管理課 |

基本方向VI 平和・国際社会への貢献及び環境保全への取組

目標12 平和・国際社会への貢献及び環境保全への取組

| 具体的施策 | 事業名等 | 事業内容 | 担当部課 |
|----------------|---|---|-------------------------|
| 54. 国際平和創造への貢献 | 沖縄平和賞事業 | 沖縄平和賞基本構想に基づき、沖縄平和賞事業を実施する沖縄平和賞委員会に負担金を支出し、委員会の構成員として委員会と一体となった取組の下、沖縄平和賞事業を実施します。 | 文化環境部 平和・男女共同 参画課 |
| | 平和の礎事業 | 沖縄の歴史と風土の中で培われた「平和のこころ」を広く内外にのべ伝え、世界の恒久平和を願い、国籍や軍人、民間人の区別なく、沖縄戦で亡くなられたすべての人の氏名を刻んだ「平和の礎」に毎年新たに判明した戦没者の追加刻銘を行います。 | |
| | 平和祈念資料館展示活動事業 | 沖縄戦の歴史的教訓を正しく次の世代に伝え、恒久平和の樹立に寄与するために、沖縄戦の証言の収録・保存・公開を行うとともに、沖縄戦に関する収蔵品の展示を行います。 | 文化環境部 平和祈念資料館 |
| | 児童生徒の平和メッセージ展事業 | 沖縄戦の歴史的事実を風化させることなく次の世代に正しく継承させ、国の内外に沖縄発の「平和メッセージ」を発信させていくことを目的として、県内の児童・生徒から平和に関する「図画・作文・詩」の作品を募集し、その作品の展示を行います。 | |
| | 海外技術研修員受入事業 | 国際交流の一環として、発展途上国から技術研修員を受入れ、必要とする技術を習得させるなどして出身国に貢献できる人材を育成します。 | 観光商工部 交流推進課 |
| | 海外留学生受入事業 | 沖縄県出身移住者及びアジア諸国から優秀な人材を県内の大学等において修学させ、沖縄に対する理解を深めるとともに、県民との交流を図ります。 また、県内に在住する私費留学生に奨学金を交付することにより学業に専念できる環境づくりを図り、出身国と県との人的ネットワークの形成を図ります。 | |
| ジュニアスタディツアー事業 | 海外県系人子弟を招待し、県内の児童生徒と沖縄の歴史、文化、自然等の交流プログラムを実施します。 | | |

| | | | |
|-----------------------|----------------------|--|----------------|
| 55. 男女共同参画の推進に関する国際交流 | 語学指導等を行う外国人青年招致事業 | 学校において、日本人外国語教員とチーム・ティーチングを通して生きた英語に触れる機会を提供します。 | 教育庁 県立学校教育課 |
| | 沖縄県・ハワイ州高校生交流事業 | 沖縄県とハワイ州の高校生が相互のホームステイを通して学校生活、異文化体験をすることにより、国際交流にふさわしいマナーや社会性を養い、国際性豊かな視野の広い人材を育成します。 | |
| | 高校留学生派遣事業 (県費・国費) | 高校生を1年間欧州・アジア諸国及び米国に派遣し、異文化体験を通して視野を広め21世紀の本県の振興開発や国際的な学術・文化交流を担う人材を育成します。 | |
| 56. 外国人が暮らしやすい環境整備 | 外国青年招致事業 | 外国青年を招致し、各地方公共団体(職員を対象)や県立高等学校等(公立中学校を含む)において、国際交流活動、語学指導や交流活動を通して県の語学指導の充実及び国際交流の促進を図ります。 | 観光商工部 交流推進課 |
| 57. 地球環境の保全への意識の向上と推進 | 地球温暖化等対策事業 | おきなわアジェンダ21を推進するため「環境フェア」を開催します。また、地球温暖化防止月間(12月)に普及啓発活動を実施します。 | 文化環境部 環境政策課 |
| | 環境保全啓発事業 | 地域環境センターの管理・運営、環境月間、環境交流集会等のイベントの開催、環境白書の発行等の普及啓発活動を実施します。また、環境教育プログラム研修等の実施により環境教育の推進を図ります。 | |
| | 沖縄県産リサイクル製品の利用促進事業 | 循環資源の利用促進及び環境負荷の低減に資する県産のリサイクル製品(建設資材を除く)を認定し、認定製品をホームページやリーフレット等で情報発信することにより利用拡大を促進します。 | 文化環境部 環境整備課 |
| | マイバックキャンペーンの実施 | レジ袋等のごみになりやすいものをできる限り家庭に持ち込まず、また詰め替え商品やリサイクル商品等の環境配慮型商品を優先的に購入することを推進してゴミの減量化・リサイクルを図ります。 | |
| | ゴミ減量・リサイクル講座 | 循環型社会の形成に向けて、将来を担う子供達にごみ減量・リサイクルの重要性を認識させるための環境教育・環境学習を実施します。 | |

第5章 計画の推進

男女共同参画社会の実現のためには、第1章で述べた背景及び第2章で述べた計画の考え方を踏まえながら、第3章及び第4章で述べた広範多岐にわたる施策を総合的かつ計画的に推進することが必要です。

施策の推進のためには、県、市町村、県民、事業者等がそれぞれの立場から主体的に取り組んでいくとともに、互いに連携・協力しながら展開していくことが重要です。

そのため、次のとおり推進体制の整備・強化に努め、この計画の実効性の確保に努めます。

1. 推進体制

(1) 県の推進体制

① 沖縄県男女共同参画審議会の機能発揮

男女共同参画社会の実現のためには、県民の声を聞き、本県の地域性や県民のニーズを反映した施策の展開が重要です。

そのため、沖縄県男女共同参画推進条例第19条に基づく「沖縄県男女共同参画審議会」を設置しています。沖縄県男女共同参画審議会の機能発揮により男女共同参画社会の形成を促進します。

② 沖縄県男女共同参画行政推進本部の機能発揮

男女共同参画社会の実現のためには、県の行政が一体となって男女共同参画に関する施策を推進することが必要です。

そのため、副知事を本部長とし、文化環境部長・教育長・警察本部長を副本部長として、各部長で構成される「沖縄県男女共同参画行政推進本部」を設置しています。沖縄県男女共同参画行政推進本部の機能発揮により男女共同参画に関する施策を効果的かつ総合的に推進します。

(2) 沖縄県男女共同参画センター“ていりる”の充実

沖縄県男女共同参画センターは、男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点施設として、男女共同参画に関する研修・講座の開催、各種情報の収集・提供、団体等の活動の場の提供、相談機能などの各種事業を一層充実させます。

また、県民の意見を反映させることにより、新たなニーズに対応できるような事業展開を図ります。

2 市町村における推進体制の整備促進と連携強化

男女共同参画社会を実現するためには、住民にとって最も身近な市町村の果たすべき役割は重要です。市町村がそれぞれの地域特性を踏まえた様々な施策が開されるよう、市町村の体制づくりと男女共同参画計画の策定等を行うよう働きかけるとともに、県と市町村の連携強化に努めます。

市町村に対して男女共同参画に関する情報を提供するとともに、「市町村主管課長会議・市町村担当者会議」等を開催し、研修機会の提供を行い、情報交換の場の充実を図ります。

3 関係機関、民間団体との連携強化

男女共同参画社会の形成のためには、国、市町村などの行政機関のみならず、事業者、民間団体、NPO、NGO等の各種団体の主体的な取組みが重要です。

各種団体等に対して男女共同参画に関する情報の提供や、活動の支援を行い、連携を強化するとともに協働体制を築き、男女共同参画を推進します。

4 県民への期待

県民一人ひとりが男女共同参画社会の意義を十分に理解し、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の実現に向けて行動することを期待します。

5 進行政管理

計画を実効性のあるものとするためには、計画に基づく施策の成果と課題を客観的に評価する必要があります。

そのため、本県における男女共同参画の推進状況について、県民に分かりやすい指標を設定し、可能な限りその指標に計画期間終了時における目標数値を定めます。

毎年度、計画に基づく施策の実施状況と目標数値の達成状況等を取りまとめ、その結果を公表します。また、結果については「沖縄県男女共同参画審議会」に意見を求め客観性のある進行政管理を行います。

6 計画指標一覧

| 項目 | 現状値 (H17年度) | 目標値 (H23年度) | 担当部課 |
|--|---|---|-------------------------|
| 基本方向Ⅰ 男女共同参画の視点に立った意識の改革 | | | |
| 目標1 性別による固定的な役割分担意識を是正し男女が共に自分らしく生きるための意識改革 | | | |
| 1. 市町村の男女共同参画計画の策定率 (%) | 26.5% | 70.0% | 文化環境部 平和・男女共同 参画課 |
| 目標2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実 | | | |
| 2. 学校基本調査における大学の進学率 (%) | 女性:33.2% 男性:28.9% | 女性:40.0% 男性:40.0% | 教育庁 総務課 |
| 3. 女性学講座等の受講者数 | 480人 | 600人 | 文化環境部 平和・男女共同 参画課 |
| 基本方向Ⅱ 男女の人権の尊重 | | | |
| 目標3 女性に対するあらゆる暴力の根絶 | | | |
| 4. パートナー(注)間における「平手で打つ」「なぐるふりをしておどす」の各行為について、「どんな場合でも暴力にあたると思う」と回答する人の割合 (%) | 平手で打つ:89.6% なぐるふりをして おどす:76.4% (H16年度) | 100.0% | 文化環境部 平和・男女共同 参画課 |
| 注: パートナーとは「結婚している相手、婚姻届けを出していない事実婚の相手、別居中の夫婦、元妻・元夫・元交際相手、交際中の相手」を指します。 | | | |
| 目標4 生涯を通じた男女の健康支援 | | | |
| 5. 肥満者の割合 | 40～60歳代女性の 肥満者:37.2% 20～60歳代男性の 肥満者:37.5% (H15年度) | 40～60歳代女性の 肥満者:25.0% 20～60歳代男性の 肥満者:25.0% (H22年度) | 福祉保健部 健康増進課 |
| 6. 今より1000歩以上多く歩く又は今より1日10分以上多く歩く人の増加 | 女性:6,754歩 男性:7,401歩 (H15年度) | 女性:8,000歩 男性:9,000歩 (H22年度) | |
| 7. 妊娠11週以下での妊娠の届出率(市町村) | 72.9% (H12年度) | 80.0% (H22年度) | |
| 8. 母子手帳交付時の保健指導の実施率(市町村数) | 69.2% (H15年度) | 100.0% (H22年度) | |
| 9. 母親学級で禁煙指導を行う率(市町村) | 64.3% (H15年度) | 100.0% (H22年度) | |
| 10. 総合周産期母子医療センターの設置 | 1箇所 | 2箇所 (H22年度) | |
| 11. 1日に平均純アルコール量で60gを超えて多量に飲酒する成人の割合 | 女性:2.4% 男性:20.0% (H15年度) | 女性:0.5% 男性:8.5% (H22年度) | |
| 12. 自殺者の数 | 359人/年 | 200人以下/年 (H22年度) | |

| 項目 | 現状値 (H17年度) | 目標値 (H23年度) | 担当部課 |
|---|----------------|----------------|---------------------|
| 基本方向Ⅲ 男女共同参画を進めるために必要な社会制度等の確立 | | | |
| 目標5 男女共同参画のための自立支援 | | | |
| 13. 特別相談事業の利用件数 | 40件 | 80件 | 福祉保健部 青少年・児童家庭課 |
| 目標6 男女共同参画の視点に立った少子・高齢社会等への対応 | | | |
| 14. 一時保育事業※実施(設置箇所数) | 93箇所 | 207箇所 | 福祉保健部 青少年・児童家庭課 |
| 15. 延長保育事業※実施(設置箇所数) | 219箇所 | 312箇所 | |
| 16. 休日保育事業※実施(設置箇所数) | 4箇所 | 31箇所 | |
| 17. 夜間保育事業※実施(設置箇所数) | 2箇所 | 7箇所 | |
| 18. 地域子育て支援センター | 46箇所 | 84箇所 | |
| 19. 子育て支援事業 (ショートステイ※設置箇所) | 3箇所 | 9箇所 | |
| 20. 子育て支援事業 (トワイライトステイ※設置箇所) | 0箇所 | 12箇所 | |
| 21. 介護実習等講座受講者数 (沖縄県介護実習・普及センター) | 5,196人 | 32,069人 | |
| 22. 介護支援専門員の養成者数(累計) | 3,300人 | 4,500人 | |
| 23. 市町村障害者生活支援事業委託実施市町村数 | 7箇所 | 41箇所 | 福祉保健部 障害保健福祉課 |
| 基本方向Ⅳ 政策・方針決定過程への男女共同参画及び女性の社会参画 | | | |
| 目標7 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進 | | | |
| 24. 県の審議会等における女性委員の登用率 | 26.6% | 35.0% | 文化環境部 平和・男女共同参画課 |
| 25. 女性人材リスト登録者数 | 389人 | 500人 | |
| 目標8 女性の社会参画の促進 | | | |
| 26. 沖縄県男女共同参画センターの利用者数 | 115,173人 | 150,000人 | |

| 項目 | 現状値 (H17年度) | 目標値 (H23年度) | 担当部課 |
|---|----------------|----------------|----------------|
| 基本方向V 家庭・地域・職場において男女が多様な生き方を選択できる社会の実現 | | | |
| 目標10 農林水産業及び商工業等自営業における男女共同参画の確立 | | | |
| 27. 沖縄県農業関連審議員の女性委員の割合 (%) | 35.4% | 40.0% | 農林水産部 営農支援課 |
| 28. 家族経営協定締結農家数 (戸) | 281戸 | 460戸 | |
| 29. 女性認定農業者数 (人) | 60人 | 190人 | |
| 目標11 男女の家庭生活と職業生活・地域生活との両立支援 | | | |
| 30. ファミリー・サポート・センターの設置数 | 4箇所 | 8箇所 (H21年度) | 観光商工部 雇用労政課 |
| 基本方向VI 平和・国際社会への貢献及び環境保全への取組 | | | |
| 目標12 平和・国際社会への貢献及び環境保全への取組 | | | |
| 31. 国際協力活動を行うNPO法人数 | 48団体 | 65団体 | 観光商工部 交流推進課 |
| 32. 国際交流・ボランティア登録者数 | 144人 | 338人 | |
| 33. 一般廃棄物の排出量 (千トン/年) | 464 (H16年度) | 464 (H22年度) | 文化環境部 環境整備課 |